

# 社会福祉法人制度改革について

平成29年5月

# 社会福祉法人制度改革の経緯と 社会福祉法の改正

# 社会福祉法人を取り巻く状況変化

	制度の変化	社会の変化
1950年代	<p>戦後の窮状での救貧・保護事業</p> <p>貧困者を対象とし、行政による措置という性格(応能負担、原則無料)</p> <p>施設処遇中心</p> <p>福祉サービス提供主体は、行政・社会福祉法人が中心</p>	<p>少子・高齢社会の本格化</p> <p>高齢・単身世帯の増加</p> <p>疾病構造の変化 (医療技術の進歩)</p> <p>ノーマライゼーション概念の浸透</p>
1990年代	<p>行政による措置から利用者の契約による福祉サービス利用へ (福祉サービスの一般化(定率負担、食費・居住費の自己負担)、利用者本位・自己決定・選択)</p>	<p>低成長時代</p> <p>非正規労働者の増加等 雇用形態の変化</p> <p>団塊の世代の高齢化</p> <p>地域社会・家族・企業の相互扶助機能の低下による新たな生活課題、生活困窮問題の発生</p>
2000年代	<p>地域で普通の暮らし (施設と在宅との機能連携、地域密着、小規模・多機能、自立支援、社会参加、集団処遇から個々人へのサービスへ)</p> <p>新しいサービスの進展 (認知症ケア、就労移行支援、居住系サービス、個室・ユニットケア等)</p> <p>福祉サービス提供主体として、株式会社、NPO等多様な主体の参入</p> <p>市町村中心 (市町村への一元化、基盤の計画的整備)</p>	

## 1950年代

- ・ゴールドプラン策定(平成元年(1989年))

## 1990年代

- ・福祉八法改正(平成2年(1990年))
- ・介護保険法成立(平成9年(1997年))

## 2000年代

- ・社会福祉基礎構造改革(平成12年(2000年))
- ・障害者自立支援法成立(平成17年(2005年))
- ・生活保護法改正法、生活困窮者自立支援法成立(平成25(2013年))

# 最近(主に平成28年)に新聞等により報道された法人の不祥事案の例

新聞等名	日付	所在地	法人名(仮名)	収益	負債	事項	概要
朝日新聞	平成27年 11月	東京都	X会	約29億円	約73億円	理事長等による 法人財産の 私物化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元常務理事の親族企業に約8億円が資金流出</li> <li>・不適切な会計処理の実態が法人の第三者委員会の調査で判明</li> </ul>
産経WEST (電子版)	平成28年 1月	兵庫県	Y会	約7億円	約5億円	不明朗な土地取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不明朗な土地取引で法人に4700万円の損失</li> <li>・Y会の内部関係者が法人に損害を与えた疑い</li> <li>・H23.4.18に金属部品会社から約2億8千万円で土地を購入したことを県に報告</li> <li>・土地売買契約書などによると、土地は不動産会社が所有、金属部品会社はY会に売却した日に不動産会社から約2億3千万円で購入し、計5千万円を上乗せ</li> <li>・不動産会社側はY会側の意向で金属部品会社を経由して売却したと証言</li> </ul>
神戸新聞 (電子版)	平成28年 1月	兵庫県	A会	約15億円	約2億円	理事長の理不尽な 処遇等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務命令権を逸脱したとして、社会福祉法人理事長に賠償命令</li> </ul>
河北新報 (電子版)	平成28年 1月	青森県	B会	-	-	不適正な会計処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H25年度、26年度の保育所運営費計500万円の使途不明金が生じる不正会計などをしたとして、所轄庁が業務改善命令</li> <li>・所轄庁は当時の園長に使途不明金全額を法人に返還させ、会計責任者の交代、内部体制の見直しなどを命令、委託費の弾力運用を禁止</li> <li>・使途不明金は既に返還</li> </ul>
NNNニュース (電子版)	平成28年 2月	長崎県	K会	約7千万円	約9千万	理事長等による 法人財産の 私物化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の資金4900万円を私的流用したとして、県が業務改善命令</li> <li>・理事長が2009年から16回にわたって法人の資金4900万円を私的流用</li> </ul>
産経WEST (電子版)	平成28年 2月	大阪府	S協議会	約9億円	約3億円	職員による不正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所長が、自治体の民生委員児童委員連合会の銀行口座から計約1055万円を着服</li> <li>・S協議会は同氏を懲戒解雇処分し、刑事告訴する方針</li> </ul>
産経新聞 (地方版)	平成28年 2月	大阪府	T会	約13億円	約18億円	不適切な会計処理 の疑い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の内部調査で前理事長が理事会に諮らずに老人保健施設新設の計画を進め、土地取得資金の流用の可能性や、独断で法人名義の借金をした可能性があることが発覚。</li> </ul>
毎日新聞 (電子版)	平成28年 3月	大分県	M会	約9千万円	約1億5千万円	不適正な会計処理	<p>第一弾</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県の指導監査で不適正な会計処理が発覚</li> <li>・前理事かつ当時の会計責任者である市議が辞職</li> <li>・保育所の備品を私費で建て替え</li> <li>・法人名義のクレジットカードで私物を購入</li> </ul> <p>第二弾</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市議を辞職した前副園長が法人名義のクレジットカードを使い、H26年度に676万円、H27年度に480万円の計1156万円を私的流用。使途は貴金属や洋服。</li> <li>・H22年度から27年度に182件の領収書を改ざん。</li> <li>・県と市は法人などへの返納を求め、業務上横領容疑等で前副園長の刑事告発も検討</li> </ul>

# 社会福祉法人を取り巻く課題

## 福祉サービスの変容

1. 福祉ニーズの多様化・複雑化
2. 措置から契約への移行
3. 多様な事業主体の参入

## 社会福祉法人の運営に対する指摘

1. 他の事業主体とのイコールフットイングと社会貢献(規制改革実施計画)
2. 内部留保の明確化
3. 一部の法人の不適正な運営に対する指摘

## 公益法人の在り方の見直し

1. 平成18年の公益法人制度改革
2. 公益法人税制の見直しの議論(政府税調等)

### 改革の視点

公益性・非営利性の徹底

国民に対する説明責任の履行

地域社会への貢献

### 事業の透明性の向上

財務諸表・現況報告書・役員報酬基準の公表

国・都道府県・市の連携による法人情報の収集・分析・公表

国による全国的なデータベースの整備

### 経営組織のガバナンスの確保

評議員会による理事・理事会に対する牽制機能の発揮

理事・理事会等の権限・義務・責任の明確化

会計監査人制度の導入

### 財務規律の強化

適正かつ公正な支出管理  
(役員報酬基準の設定、関係者への利益供与の禁止)

再投下可能な財産の明確化  
(「社会福祉充実残額」の算出)

再投下可能な財産の計画的再投下  
(「社会福祉充実計画」の策定)

# 社会福祉法等の一部を改正する法律

衆議院可決：平成27年7月31日  
参議院可決：平成28年3月23日  
衆議院再可決・成立・公布  
：平成28年3月31日

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、

- ・社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革を進めるとともに、
- ・介護人材の確保を推進するための措置、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しの措置を講ずる。

## 1. 社会福祉法人制度の改革

### (1) 経営組織のガバナンスの強化

議決機関としての評議員会を必置（小規模法人について評議員定数の経過措置）、一定規模以上の法人への会計監査人の導入等

### (2) 事業運営の透明性の向上

財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表に係る規定の整備等

### (3) 財務規律の強化(適正かつ公正な支出管理・いわゆる内部留保の明確化・社会福祉充実残額の社会福祉事業等への計画的な再投資)

役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与の禁止等

「社会福祉充実残額（再投下財産額）」（純資産の額から事業の継続に必要な財産額（ ）を控除等した額）の明確化  
事業に活用する土地、建物等 建物の建替、修繕に要する資金 必要な運転資金 基本金及び国庫補助等特別積立金

「社会福祉充実残額」を保有する法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付け等

### (4) 地域における公益的な取組を実施する責務

社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定

### (5) 行政の関与の在り方

所轄庁による指導監督の機能強化、国・都道府県・市の連携等

## 2. 福祉人材の確保の促進

### (1) 介護人材確保に向けた取組の拡大

福祉人材の確保等に関する基本的な指針の対象者の範囲を拡大（社会福祉事業と密接に関連する介護サービス従事者を追加）

### (2) 福祉人材センターの機能強化

離職した介護福祉士の届出制度の創設、就業の促進、ハローワークとの連携強化等

### (3) 介護福祉士の国家資格取得方法の見直しによる資質の向上等

平成29年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年間をかけて国家試験の義務付けを漸進的に導入等

### (4) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し

退職手当金の支給乗率を長期加入者に配慮したものに見直し

被共済職員が退職し、再び被共済職員となった場合に共済加入期間の合算が認められる期間を2年以内から3年以内に延長  
障害者支援施設等に係る公費助成を介護保険施設等と同様の取扱いに見直し

【施行期日】平成29年4月1日（1の(2)と(3)の一部、(4)、(5)の一部、2の(1)、(4)は平成28年4月1日、2の(3)は公布の日（平成28年3月31日）

# 社会福祉法人制度の改革（主な内容）

公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

## 1. 経営組織のガバナンスの強化

理事・理事長に対する牽制機能の発揮  
財務会計に係るチェック体制の整備

議決機関としての評議員会を必置 理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議

(注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。

役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備  
親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備  
一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

## 2. 事業運営の透明性の向上

財務諸表の公表等について法律上明記

閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大

財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、

役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

## 3. 財務規律の強化

適正かつ公正な支出管理の確保  
いわゆる内部留保の明確化  
社会福祉事業等への計画的な再投資

役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等

純資産から事業継続に必要な財産( )の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化

事業に活用する土地、建物等 建物の建替、修繕に必要な資金 必要な運転資金 基本金、国庫補助等特別積立金

再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ(社会福祉事業、地域公益事業、その他公益事業の順に検討) 等

## 4. 地域における公益的な取組を実施する責務

社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定 利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

## 5. 行政の関与の在り方

所轄庁による指導監督の機能強化  
国・都道府県・市の連携を推進

都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ

経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備

都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

# 1 . 経営組織の在り方について

社会福祉法人について、一般財団法人・公益財団法人と同等以上の公益性を担保できる経営組織とする。

## < 改正前 >

理事  
理事長  
理事会

理事会による理事・理事長に対する牽制機能が制度化されていない。  
理事、理事長の役割、権限の範囲が明確でない。  
(注)理事会、理事長は通知に規定が置かれている。

評議員会は、任意設置の諮問機関であり、理事・理事長に対する牽制機能が不十分。

(審議事項)

- ・定款の変更
- ・理事・監事の選任 等

監事の理事・使用人に対する事業報告の要求や財産の調査権限、理事会に対する報告義務等が定められていない。

資産額100億円以上若しくは負債額50億円以上又は収支決算額10億円以上の法人は2年に1回、その他の法人は5年に1回の外部監査が望ましいとしている(通知)。

## < 改正後 >

理事会を業務執行に関する意思決定機関として位置付け、理事・理事長に対する牽制機能を働かせる。  
理事等の義務と責任を法律上規定。

評議員会を法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う機関として位置付け、必置の議決機関とする。

小規模法人について評議員定数の経過措置  
(決議事項)

- ・定款の変更
- ・理事・監事・会計監査人の選任、解任
- ・理事・監事の報酬の決定 等

監事の権限、義務(理事会への出席義務、報告義務等)、責任を法律上規定。

一定規模以上の法人への会計監査人による監査の義務付け(法律)。

評議員  
評議員会

監事

会計  
監査人



## 2 . 運営の透明性の確保について

社会福祉法人の高い公益性に照らし、公益財団法人以上の運営の透明性を確保することとし、以下の事項を法令上明記。

- ・ 定款、事業計画書、役員報酬基準を新たに閲覧対象とすること
- ・ 閲覧請求者を利害関係人から国民一般にすること
- ・ 定款、貸借対照表、収支計算書、役員報酬基準を公表対象とすること

既に通知により公表を義務付けている現況報告書(役員名簿、補助金、社会貢献活動に係る支出額、役員の親族等との取引内容を含む。)について、規制改革実施計画を踏まえ、役員区分ごとの報酬総額を追加した上で、閲覧・公表対象とすることを法令上明記。

国民が情報入手しやすいホームページを活用して公表。

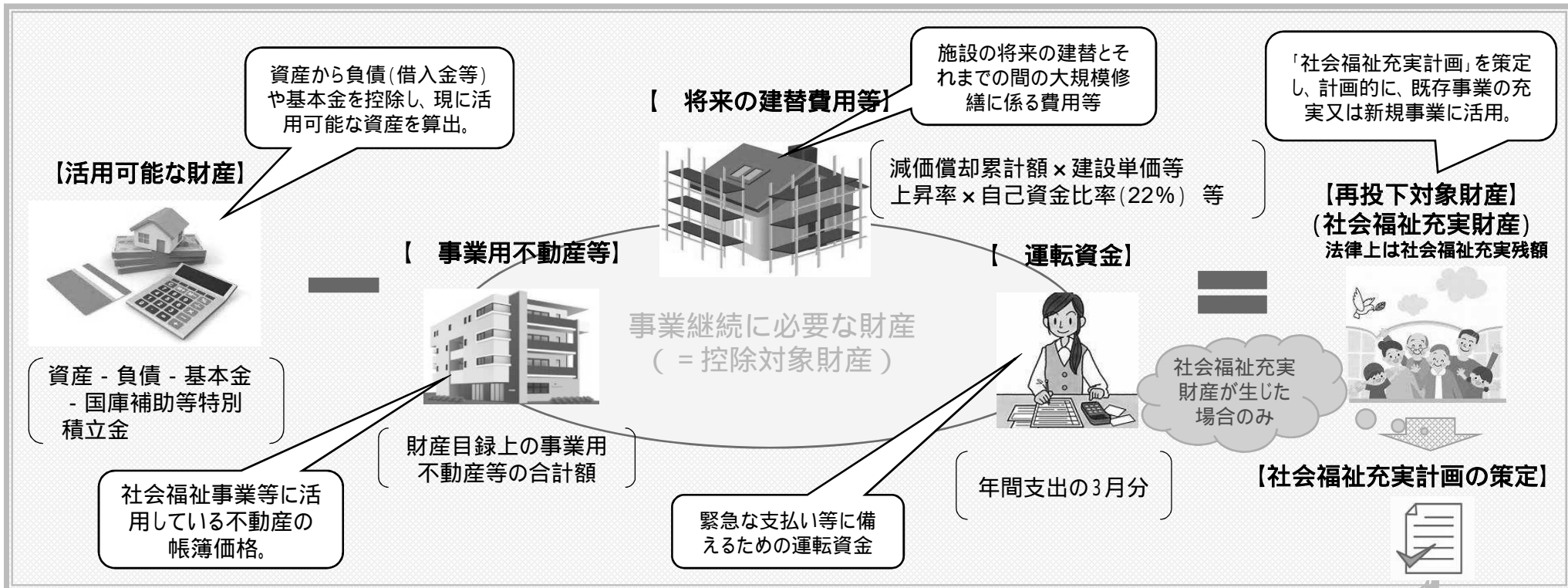
	改正前		改正後		公益財団法人		規制改革 実施計画
	備置き・ 閲覧	公表	備置き・ 閲覧	公表	備置き・ 閲覧	公告・ 公表	公表
事業報告書		-		-		-	-
財産目録		-		-		-	-
貸借対照表		(通知)					(通知で措置済)
収支計算書(事業活動計算書・資金 収支計算書)		(通知)					(通知で措置済)
監事の意見を記載した書類		-		-		-	-
現況報告書(役員名簿、補助金、社 会貢献活動に係る支出額、役員の 親族等との取引状況を含む。)	-	(通知)				-	
役員区分ごとの報酬総額	-	-	( )	( )		-	
定款	-	-				-	-
役員報酬基準	-	-				-	-
事業計画書	-	-		-		-	-

( ) 現況報告書に記載

# 3 . 社会福祉法人の財務規律について

社会福祉法人が保有する財産については、事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除した上で、再投下対象財産（社会福祉充実財産）を明確化する。

社会福祉充実財産が生じる場合には、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな取組に有効活用する仕組みを構築する。



（社会福祉充実財産の用途は、以下の順に検討の上、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな事業に再投資）

第1順位：社会福祉事業

第2順位：地域公益事業

第3順位：公益事業

## 4 . 「地域における公益的な取組」について

平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)

第24条 (略)

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金の、福祉サービスを積極的に提供しよう努めなければならない。

【社会福祉法人】



社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される「福祉サービス」であること

「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」に対する福祉サービスであること

地域における公益的な取組

(在宅の単身高齢者や障害者への見守りなど)

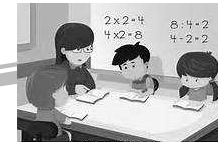
(留意点)  
法人の費用負担により、料金を徴収しない又は費用を下回る料金を徴収して実施するもの

(生活困窮世帯の子どもに対する学習支援など)

(留意点)  
社会福祉と関連のない事業は該当しない



無料又は低額な料金の提供されること



(留意点)  
心身の状況や家庭環境、経済的な理由により支援を要する者が対象

○ 社会福祉法人の地域社会への貢献

各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

# 1 . 経営組織のガバナンスの強化

社会福祉法人の各機関について

評議員・評議員会について

理事・監事及び理事会について

会計監査人について

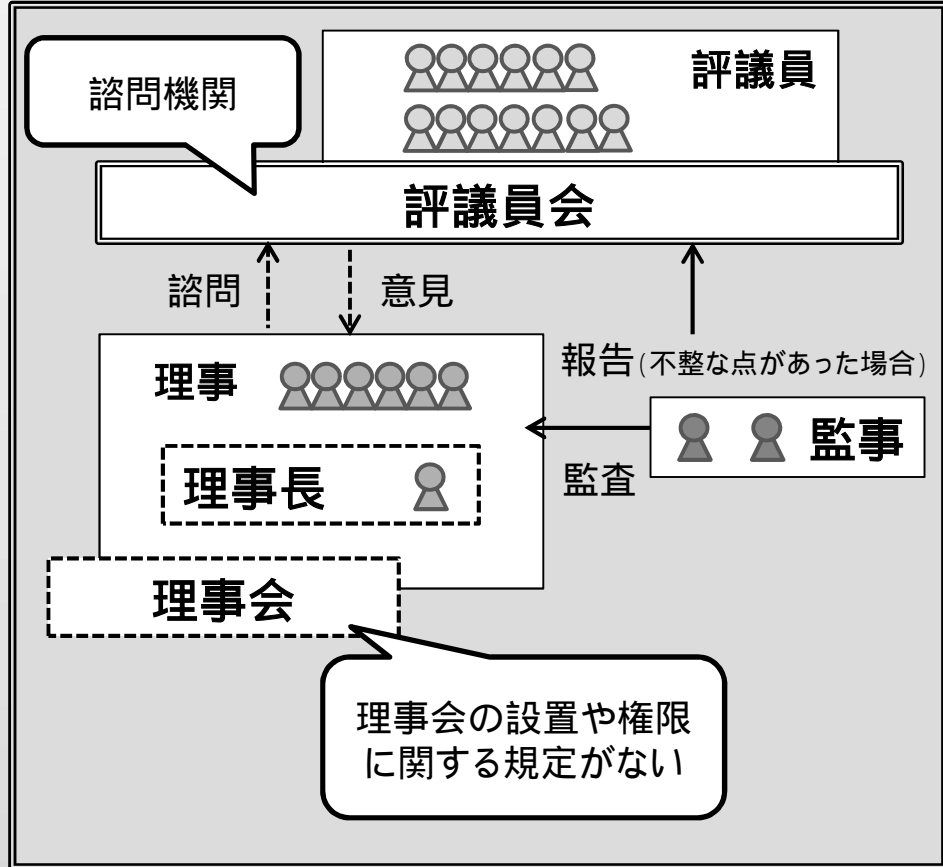
内部管理体制について

役員等の兼務について（特殊関係者含む）

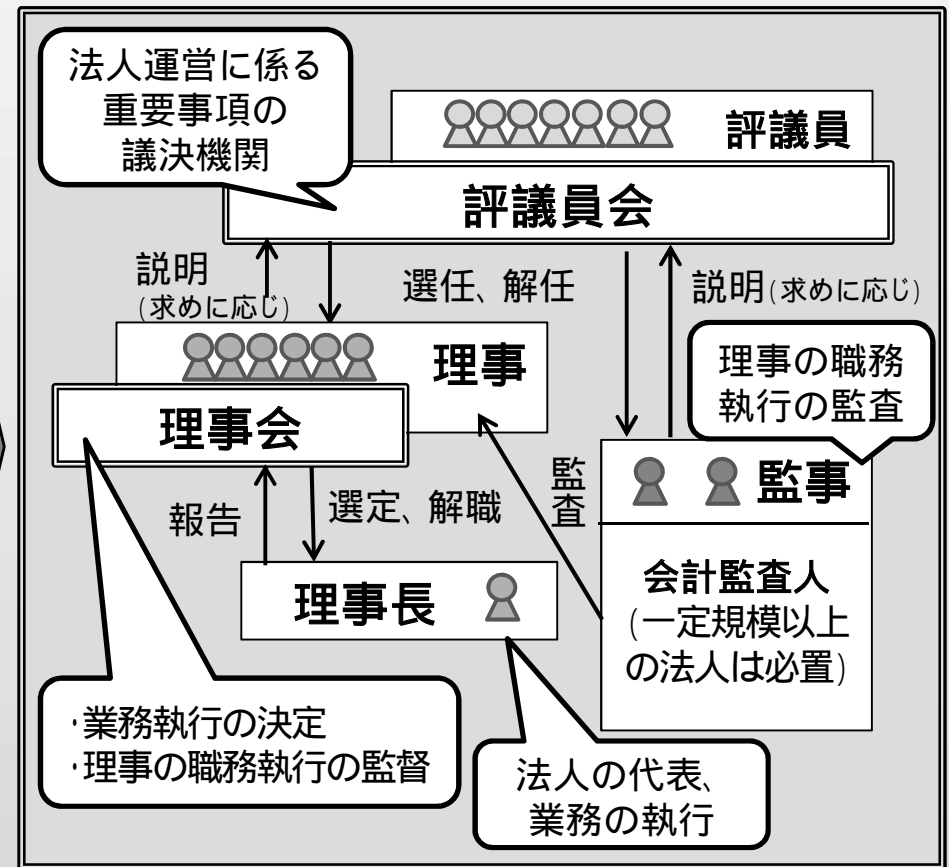
評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬について

# 社会福祉法人の経営組織のガバナンス強化について

改正前(～H29.3.31)



改正後(H29.4.1～)



# 評議員・評議員会の改正のポイント

		(現行)	(改正後)
評議員会	位置付け	諮問機関(原則)	法人運営に係る重要事項の議決機関 ・役員の選任、解任 等
	設置義務	任意設置 通知において、保育所等のみを経営する法人以外には、設置を求めている。	必置
評議員	資格	社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験のある者で、当該法人の趣旨に賛成して協力する者 地域の代表者を加えるとともに、利用者家族を加えることが望ましい。	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者 法人において、上記の者として適正な手続により選任されるものであれば、特段の制限はない。
	員数	13名以上 (理事の定数(6名以上)の2倍を超える数)	7名以上 (理事の員数(6名以上)を超える数) 経過措置の対象法人は、3年間4名以上(平成27年度収益が4億円以下の法人)
	理事との兼務	可能	不可
	親族等特殊関係者の制限	各評議員について、特殊関係に当たる者を一定数に制限(理事と同様)	各評議員・各役員について、特殊関係に当たる者は評議員にはなれない。 他の同一法人の制限については、社会福祉法人を対象外とするとともに、それ以外の法人は1/3の上限を設ける。
	選任方法	理事会の同意を得て、理事長が委嘱	定款で定める方法(例:評議員選任・解任委員会)によって選任 理事が評議員を選任・解任する旨の定めは法律上認められない。

# 評議員会・理事会について

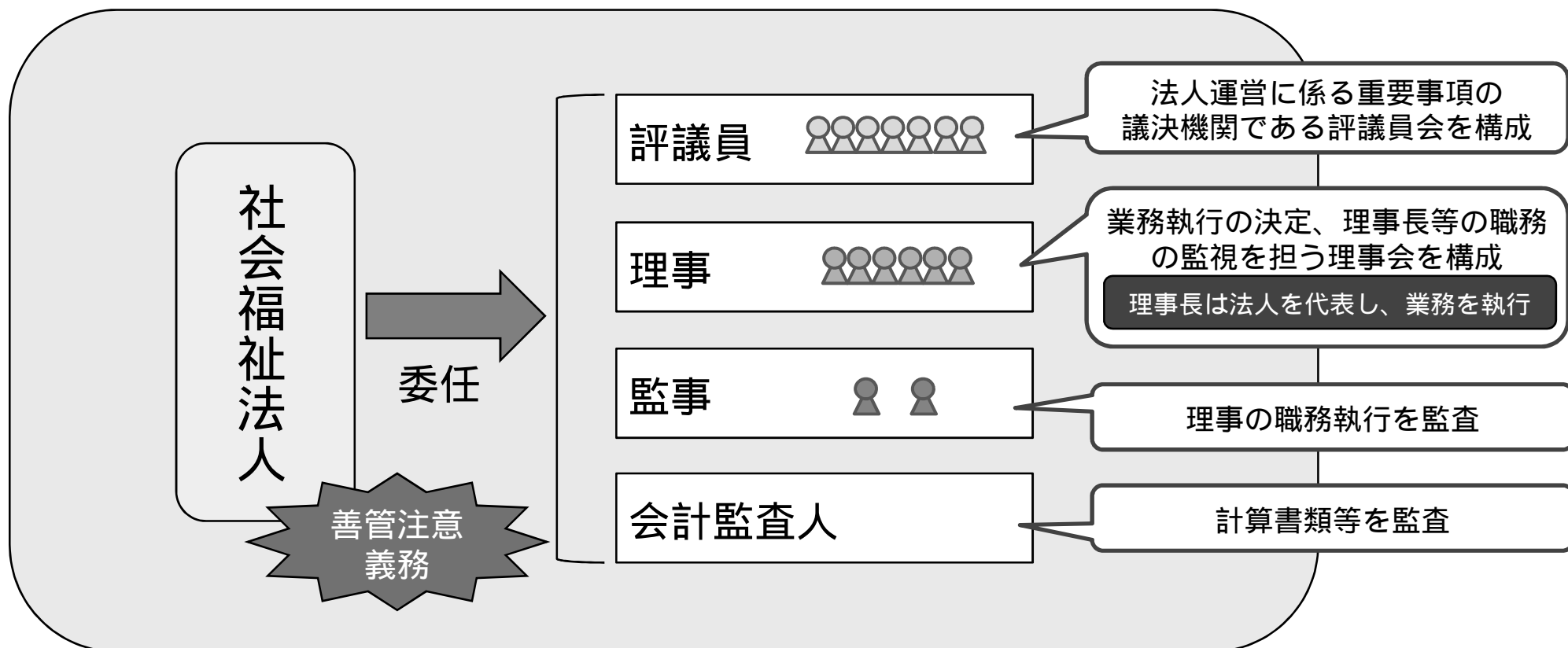
	理事会（必置）	評議員会（必置）
位置付け	<p>業務執行の決定機関</p> <p>以下の職務を行う。（法第45条の13第2項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人の業務執行の決定</li> <li>・理事の職務の執行の監督</li> <li>・理事長の選定及び解職</li> </ul>	<p>運営に係る重要事項の議決機関</p> <p>社会福祉法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議することができる。（法第45条の8第2項）</p>
決議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定</li> <li>・理事長及び業務執行理事の選定及び解職</li> <li>・重要な財産の処分及び譲受け</li> <li>・多額の借財</li> <li>・重要な役割を担う職員の選任及び解任</li> <li>・従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止</li> <li>・コンプライアンス(法令遵守等)の体制の整備 一定規模を超える法人のみ</li> <li>・競業及び利益相反取引</li> <li>・計算書類及び事業報告等の承認</li> <li>・理事会による役員、会計監査人の責任の一部免除</li> <li>・その他の重要な業務執行の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事、監事、会計監査人の選任</li> <li>・理事、監事、会計監査人の解任</li> <li>・理事、監事の報酬等の決議</li> <li>・理事等の責任の免除（全ての免除（総評議員の同意が必要）、一部の免除）</li> <li>・役員報酬等基準の承認</li> <li>・計算書類の承認</li> <li>・定款の変更</li> <li>・解散の決議</li> <li>・合併の承認（吸収合併消滅法人、吸収合併存続法人、法人新設合併）</li> <li>・社会福祉充実計画の承認</li> <li>・その他定款で定めた事項</li> </ul> <p>：法第45条の9第7項の規定により、議決に加わることができる評議員の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもつて決議を行わなければならない事項 出席者数ではなく、評議員の全体の数が基準となる。</p>

# 理事、監事、会計監査人、評議員と法人との関係

法人とその理事、監事、会計監査人及び評議員は、委任の関係にある。

民法の規定により、委任を受けた者（受任者＝理事・監事・会計監査人・評議員）は、「善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務」（＝善管注意義務）を負う。

このため、理事、監事、会計監査人及び評議員は、常勤・非常勤、報酬の有無にかかわらず、その職責に応じた注意義務をもって職務に当たることが求められる。





# 評議員・理事・監事・会計監査人について

	評議員	理事	監事	会計監査人
員数	理事の員数を超える数（法第40条第3項） 経過措置（平成27年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が4億円を超えない法人は、平成29年4月1日から3年間、4人以上とする。）	6名以上（法第44条第3項）	2名以上（法第44条第3項）	法人に応じて
資格要件	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者（法第39条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>理事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない（法第44条第4項）。 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者（同項第1号） 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者（同項第2号） 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者（同項第3号）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>監事には、次に掲げる者が含まなければならない（法第44条第5項）。 社会福祉事業について識見を有する者（同項第1号） 財務管理について識見を有する者（同項第2号）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならない（法第45条の2第1項）。</li> <li>公認会計士法の規定により、計算書類について監査することができない者は、会計監査人となることができない（同条第3項）。</li> </ul>
選任・解任方法	定款で定める方法 （法第31条第1項第5号） 外部委員が参加する機関の決定に従って行う方法等 理事又は理事会が評議員を選任・解任する旨の定めは無効（同条第5項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>理事の選任・解任は、評議員会の決議による（法第45条の4第1項）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>監事の選任・解任は、評議員会の決議による（法第45条の4第1項）。</li> <li>理事による、監事の選任に関する議案の評議員会への提出に対する監事の同意又は請求については、監事の過半数をもって決定する（法第43条第3項において準用する一般法人法第72条）。</li> </ul>	<p>ア 会計監査人の選任</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>会計監査人は、評議員会の決議によって選任する（法第43条第1項）。</li> <li>理事が評議員会に提出する、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事の過半数をもって決定する（法第43条第3項において準用する一般法人法第73条第1項）。</li> </ul> <p>イ 会計監査人の解任</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>会計監査人が以下のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該会計監査人を解任することができる（法第45条の4第2項）。 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</li> <li>理事が評議員会へ提出する会計監査人の解任に関する議案の内容は、監事の過半数をもって決定する（法第43条第3項において準用する一般法人法第73条第1項）。</li> <li>監事は、上記 から のいずれかに該当するときは、監事の全員の同意によって、当該会計監査人を解任することができる（法第45条の5第1項）。この場合、監事の互選によって定めた監事は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない（法第45条の5第3項）。</li> </ul>

# 評議員・理事・監事・会計監査人について

	評議員	理事	監事	会計監査人
任期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで</u>（法第41条第1項）</li> <li>・ 定款で「4年」を「6年」まで伸長することが可能（同項ただし書）</li> <li>・ 定款によって、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を、退任した評議員の任期の満了する時までとすることは可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで（法第45条）。</li> <li>・ ただし、定款によって、その任期を短縮することも可能である。</li> <li>・ また、理事を再任することは差し支えなく、期間的な制限はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで（法第45条）。</li> <li>・ ただし、定款によって、その任期を短縮することも可能である。</li> <li>・ また、監事を再任することは差し支えなく、期間的な制限はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで（法第45条の3第1項）。</li> <li>・ 定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなされる（第45条の3）。</li> </ul>
欠員が生じた場合の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成29年4月1日以降、評議員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、<u>新たに選任された評議員が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有する</u>（法第42条第1項）。</li> <li>・ また、評議員に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができる（法第42条第2項）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成29年4月1日以降、理事に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事は、<u>新たに選任された理事が就任するまで、なお、理事としての権利義務を有する</u>（法第45条の6第1項）。</li> <li>・ また、理事に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時理事の職務を行うべき者を選任することができる（法第45条の6第1項）。</li> </ul>	理事と同様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計監査人に欠員が生じた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない（法第45条の6第3項）。</li> <li>・ なお、<u>法人の責めによらない理由</u>（監査法人の倒産等）により、<u>会計監査人による会計監査報告を所轄庁に届け出ることができない場合においては、所轄庁は届出の猶予等を行うことが必要</u>。</li> </ul>

# 1 . 経営組織のガバナンスの強化

社会福祉法人の各機関について

評議員・評議員会について

理事・監事及び理事会について

会計監査人について

内部管理体制について

役員等の兼務について（特殊関係者含む）

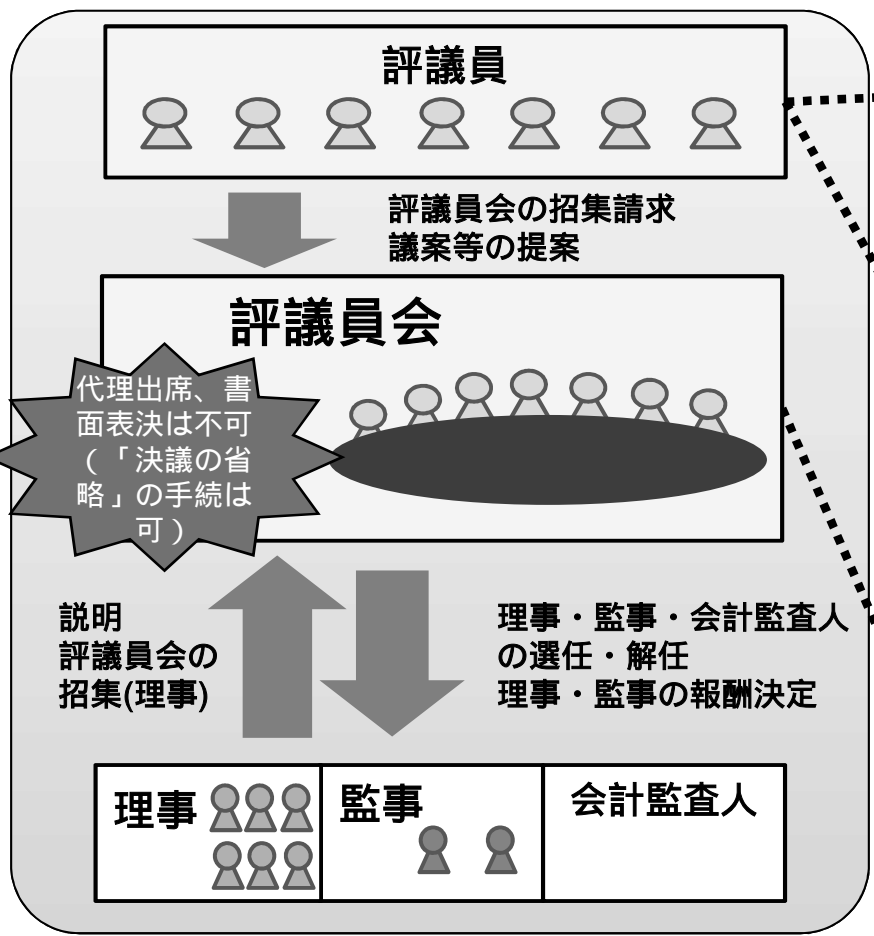
評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬について

# 評議員・評議員会

評議員会は、これまでの諮問機関とは異なり、法人運営の基本ルール・体制を決定するとともに、役員の選任・解任等を通じ、事後的に法人運営を監督する機関として位置付けられることとなる。

従来の評議員会に対し諮問されていた業務執行に関する事項についての意思決定は理事会で行うこととなり、評議員会の決議事項は法に規定する事項及び定款で定めた事項に限定される（法第45条の8第2項）。

なお、法律において評議員会の決議を必要としている事項について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、効力を有しない（同条第3項）。



## 【評議員の選任・解任】

- ・ 定款で定める方法による。ただし、理事・理事会が評議員を選任・解任する旨の定款の定めは無効

## 【評議員の権限（主なもの）】

- ・ 評議員会の理事に対する招集請求（理事が遅滞なく招集手続を行わない等の場合は、所轄庁の許可を得て自ら招集できる。）
- ・ 議題提案権（議題提案権の行使は、評議員会の4週間前まで）
- ・ 議案提案権（評議員会の場で、議題の範囲内で議案の提案が可能）

## 【評議員の義務】

- ・ 善管注意義務

## 【評議員の責任】

- ・ 損害賠償責任、特別背任罪等

## 【評議員会の権限（主なもの）】

- ・ 理事、監事、会計監査人の選任・解任
- ・ 定款の変更、計算書類の承認、社会福祉充実計画の承認、合併の承認、役員の報酬の決定等
- ・ 監事の解任、定款の変更、合併の承認については2/3の多数による決議が必要
- ・ 報酬の決定は、定款に額が定められていないときに限る。

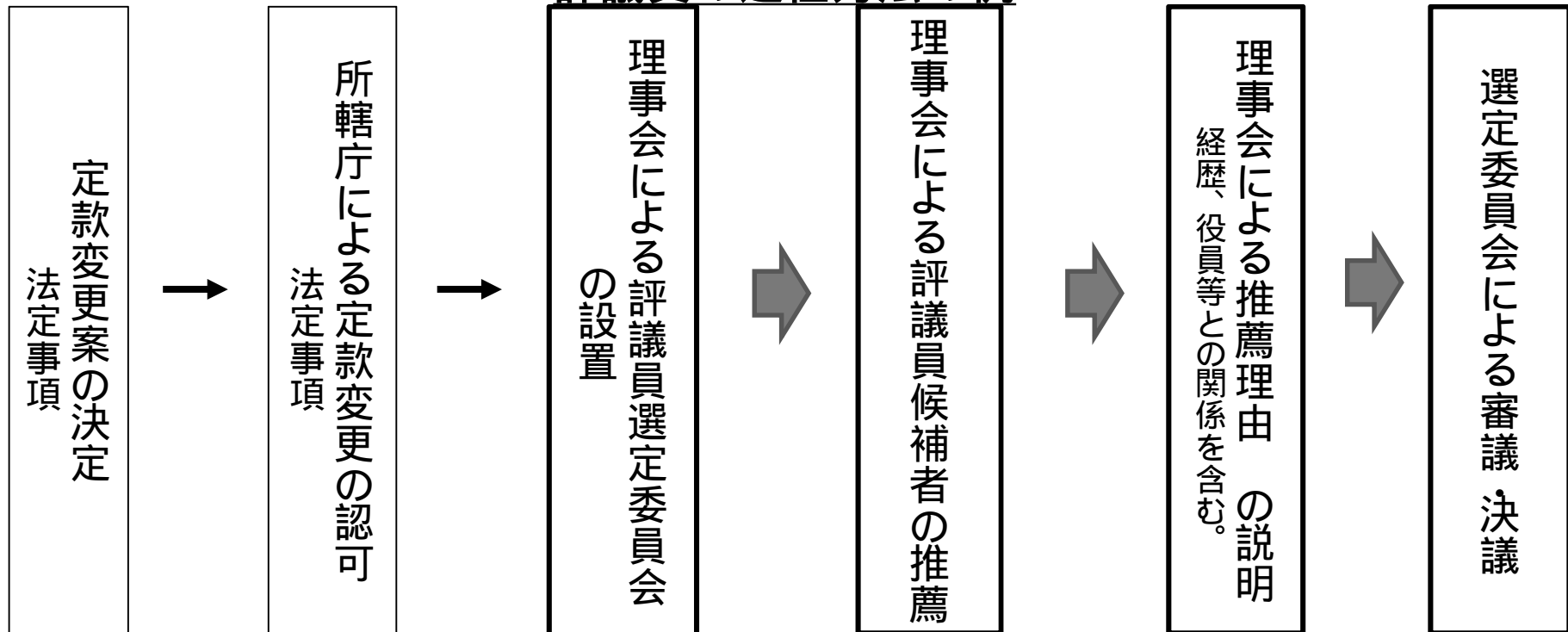
# 評議員の選任方法（運用）

法人の理念や経営状況を理解した上で中立的な立場から審議できる者を評議員として選任することが重要。こうした視点に立った評議員の選任が可能となる運用とする。

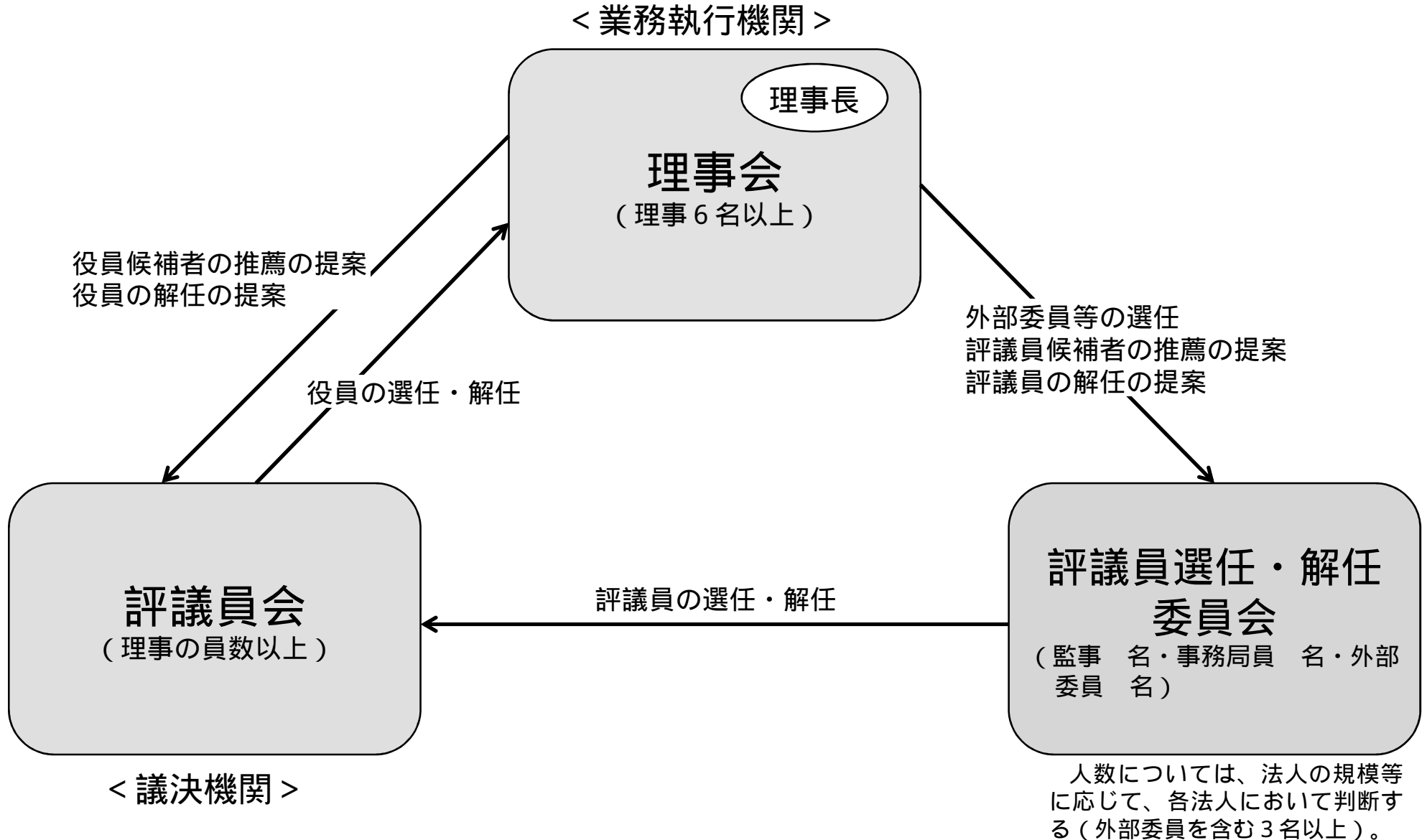
法律上、評議員の選任方法は定款に定め、所轄庁の認可が必要とされている（一般財団法人・公益財団法人と同じ）。理事が評議員等を選任・解任する旨の定めは法律上認められていないが、それ以外は基本的に社会福祉法人が定めた方式で評議員を選任できる。

・ 一般財団法人・公益財団法人の運用では、評議員は、中立的な選定委員会等の方法により選任されている。

## 評議員の選任方法の例



# (参考) 評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会の関係



# 社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者

法律上、評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから選任することとされている。

第39条 評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより、選任する。

この識見を有する者については、法人において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではない。

## Q&A

問 当該法人の職員であった者は評議員となることはできるか。

答 可能である。ただし、牽制関係を適正に働かせるため、退職後、少なくとも1年程度経過した者とするのが適当である。

問 当該法人の経営について理解している地域住民は評議員となることができるのか。

答 法人において、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任されているのであれば、評議員となることは可能である。

# 1 . 経営組織のガバナンスの強化

社会福祉法人の各機関について

評議員・評議員会について

理事・監事及び理事会について

会計監査人について

内部管理体制について

役員等の兼務について（特殊関係者含む）

評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬について



# 理事

## 理事長の職務及び権限等

理事長は、理事会の決定に基づき（法第45条の13第2項第1号）、法人の内部的・対外的な業務執行権限を有する（法第45条の16第2項第1号）。対外的な業務執行をするため、法人の代表権を有する（法第45条の17第1項）。

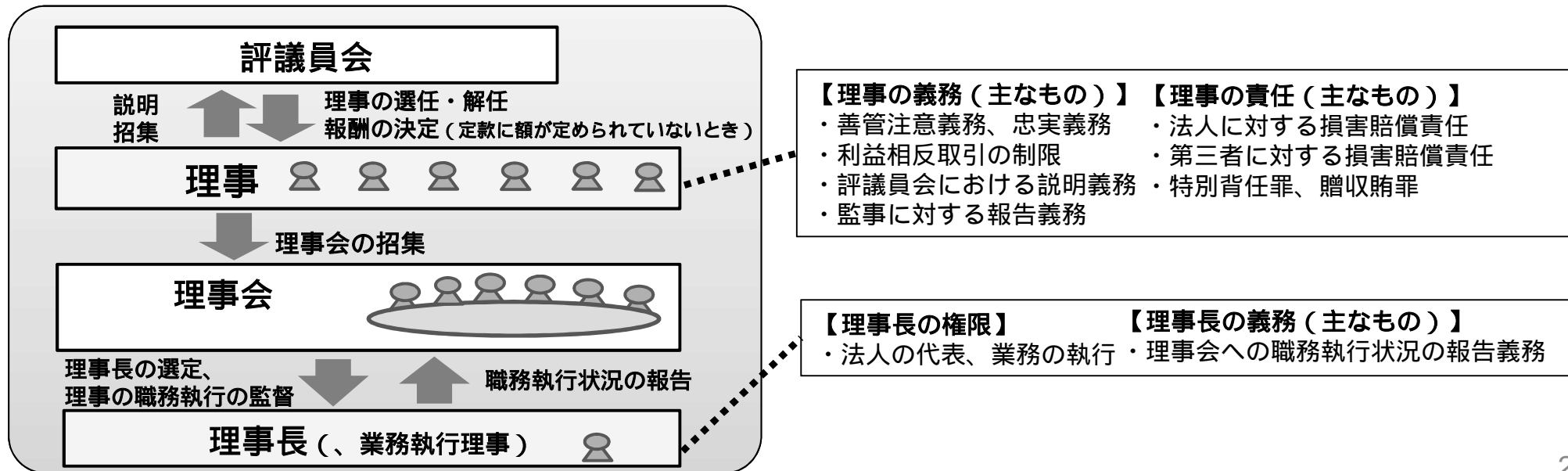
理事長は、3か月に1回以上（定款で、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上とすることが可能）、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない（法第46条の16第3項）。業務執行理事も同様

## 業務執行理事の職務及び権限等

理事長以外にも社会福祉法人の業務を執行する理事として業務執行理事を理事会で選定することができる（法第45条の16第2項）。業務執行理事は、理事長と違い代表権はないため、対外的な業務を執行する権限はない（法第45条の17第2項）。

## 及び 以外の理事の職務及び権限等

理事長及び業務執行理事以外の理事は、理事会における議決権の行使等を通じ、法人の業務執行の意思決定に参画するとともに（法第45条の13第2項第1号）、理事長や他の理事の職務の執行を監督（同項第2号及び第3号）する役割を担うこととなる。



# 理事会

## 理事会の権限等

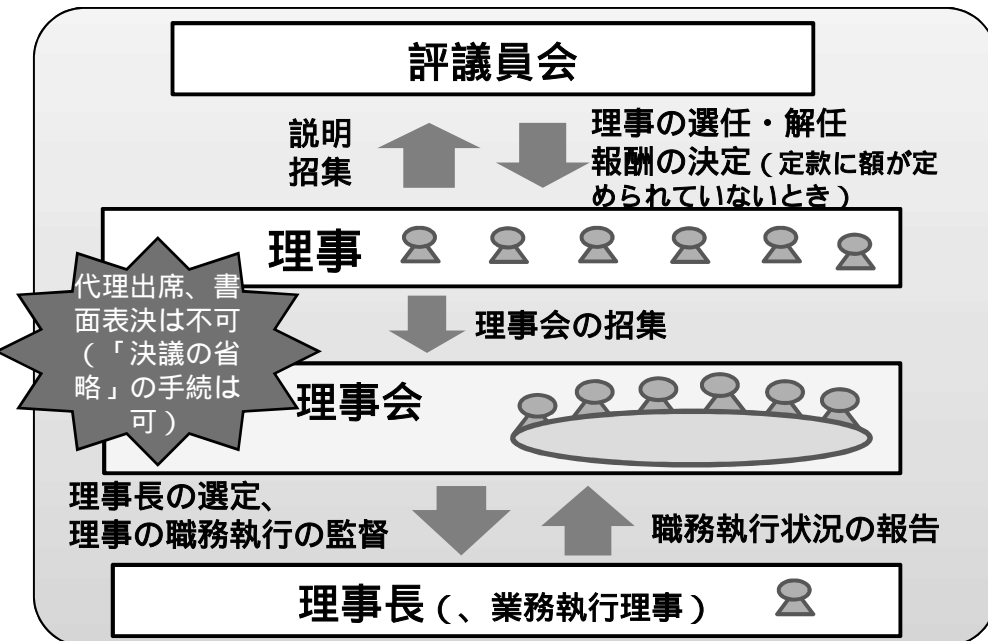
- ・ 理事会は、全ての業務執行の決定や理事の職務執行の監督を行うこととなる。
- ・ 法律又は定款に定める評議員会の決議事項以外の事項については、評議員会に諮る必要はない。

## 理事会の職務

- (ア) 業務執行の決定（法第45条の13第2項第1号）
- (イ) 理事の職務執行の監督（法第45条の13第2項第2号）
- (ウ) 理事長の選定および解職（法第45条の13第2項第3号及び同条第3項）

## 理事に委任することができない事項

- ・ 社会福祉法人においては、重要な財産の処分及び譲り受け等、法第45条の13第4項各号に列挙されている事項についての決定を理事に委任することができないこととしている（同条第4項）。これは、一部の理事による専横や複数の理事が法人の運営を巡って対立し、それぞれ独自に決定するといった混乱した事態が生ずるのを避けるためである。



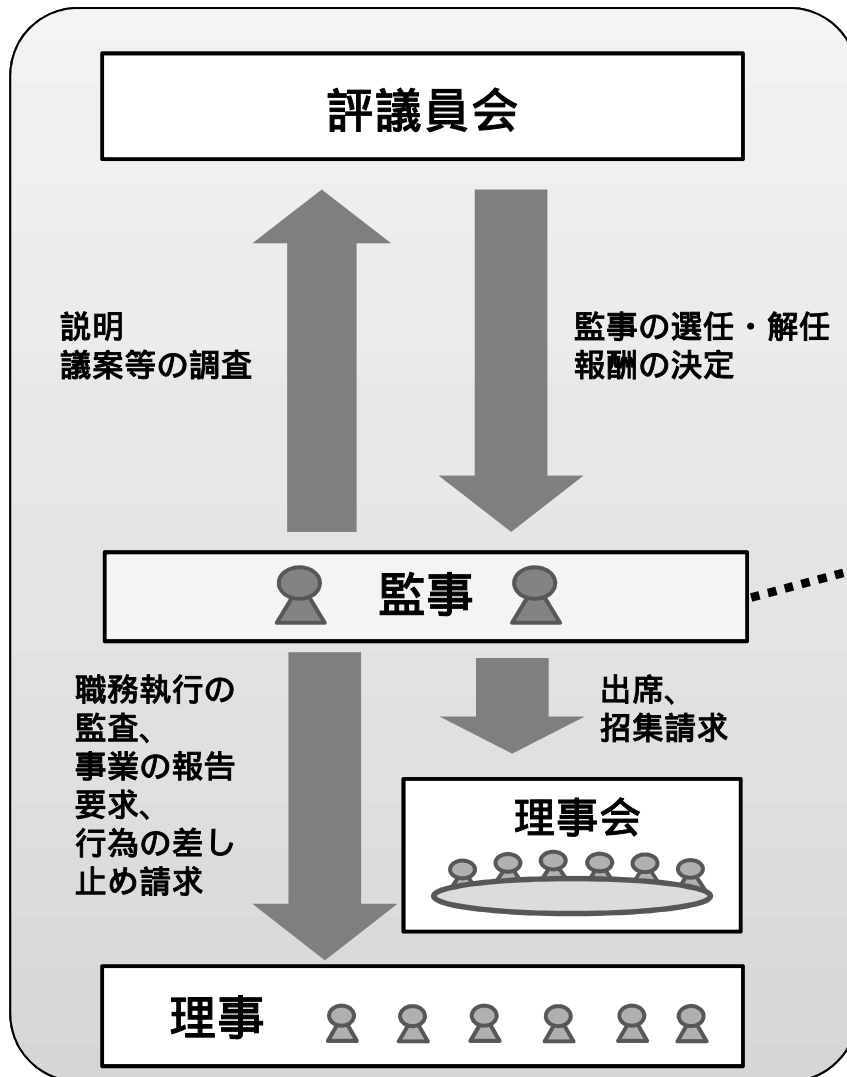
## 【理事会の権限（主なもの）】

- ・ 法人の業務執行の決定
  - ・ 理事の職務の執行の監督、理事長の選定及び解職
  - ・ 利益相反取引の承認、計算書類・事業報告の承認
- 以下の重要事項の決定は理事に委任できない。
- 重要な財産の処分及び譲受け
  - 多額の借財
  - 重要な役割を担う職員の選任及び解任
  - 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
  - 内部管理体制
  - 定款の定めに基づく役員等の責任の免除

# 監事

監事は、理事の職務の執行を監査するために、監事には各種の権限が付与され、また義務が課される。

監事が複数いる場合でも、その権限は各監事が独立して行使でき、義務は各監事がそれぞれ負う。



## 【監事の権限（主なもの）】

- ・ 理事の職務執行の監査、監査報告の作成
- ・ 計算書類等の監査
- ・ 事業の報告要求（理事、職員に対し）、業務・財産の状況調査
- ・ 理事会の招集請求
- ・ 理事の行為の差し止め請求（法人に著しい損害が生ずるおそれがあるとき）
- ・ 会計監査人の解任

## 【監事の義務（主なもの）】

- ・ 善管注意義務（理事と同じ）
- ・ 理事会への出席義務
- ・ 理事会への報告義務（理事の不正行為又はそのおそれ、法令・定款違反、著しく不当な事実があるとき）
- ・ 評議員会の議案等の調査・報告義務（報告義務については法令・定款違反又は著しく不当な事項がある場合）
- ・ 評議員会における説明義務（理事と同じ）

## 【監事の責任】

- ・ 損害賠償責任、刑事罰等、いずれも理事と同じ。

# 1 . 経営組織のガバナンスの強化

社会福祉法人の各機関について

評議員・評議員会について

理事・監事及び理事会について

会計監査人について

内部管理体制について

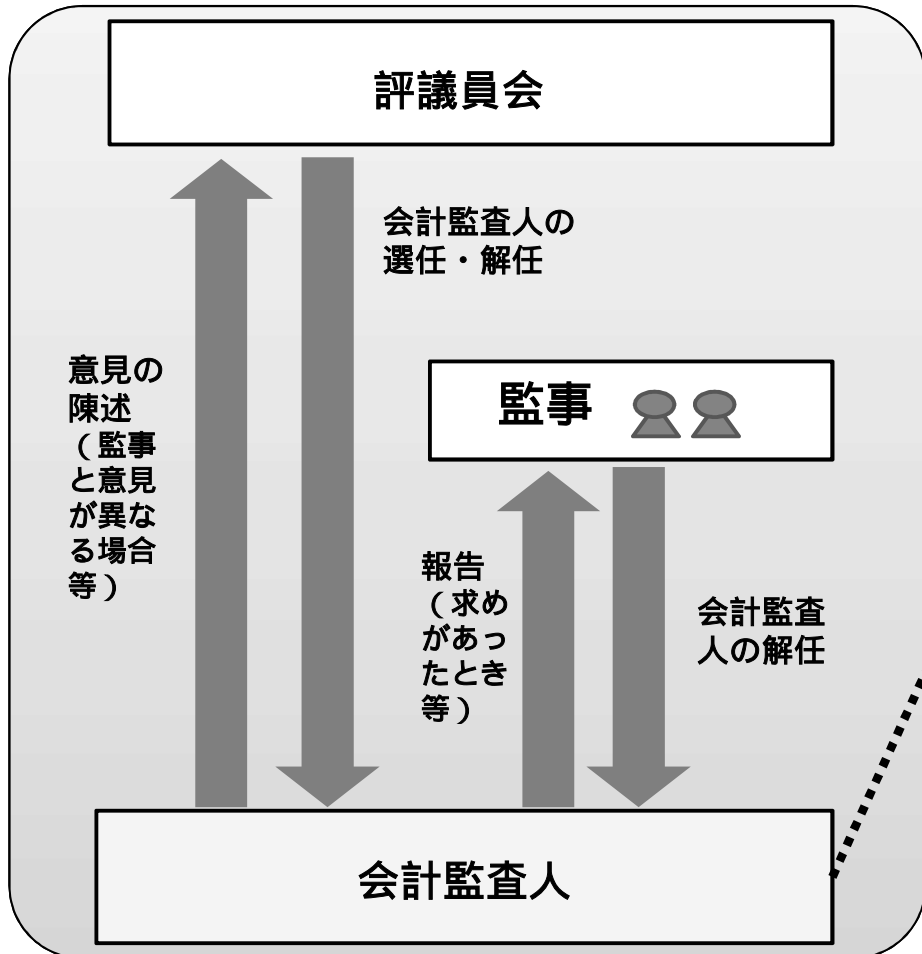
役員等の兼務について（特殊関係者含む）

評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬について

# 会計監査人

会計監査人（公認会計士又は監査法人）は、計算書類等の監査を行う。

会計監査人を置く法人では、計算書類等は、理事会の承認を受ける前に、監事と会計監査人による二重の監査を受けることになる。ただし、会計監査人による計算書類等の監査が適正に行われているときは、監事は計算書類等の監査を省略できる。



## 【会計監査人の権限（主なもの）】

- ・ 計算書類等の監査
- ・ 会計帳簿等の閲覧・謄写、会計に関する報告要求（理事、使用人に対し）
- ・ 定時評議員会における意見の陳述（計算書類の適合性について監事と意見が異なる場合）

## 【会計監査人の義務（主なもの）】

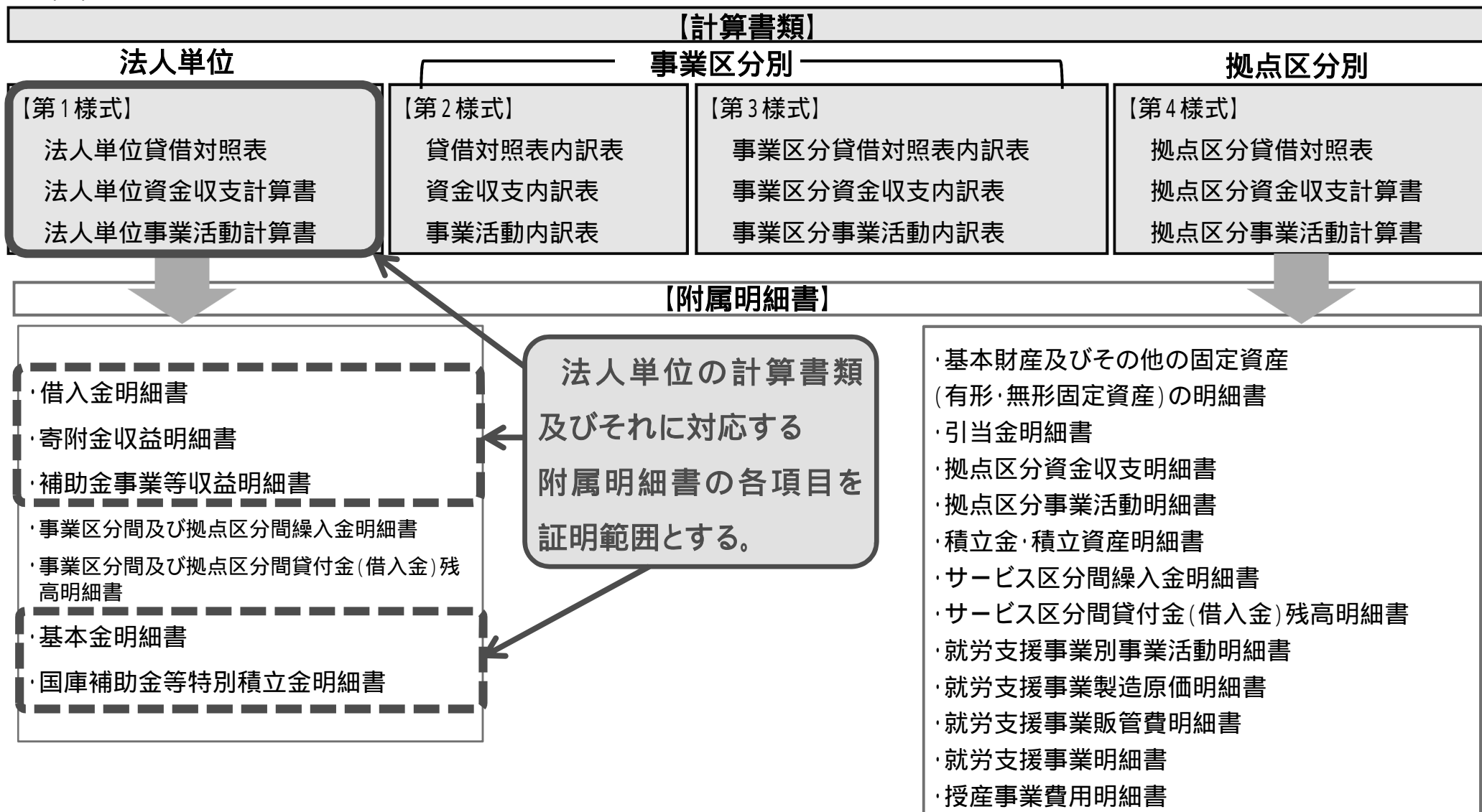
- ・ 善管注意義務（理事と同じ）
- ・ 監事への報告義務（理事の不正行為、法令・定款違反の重大な事実を発見したとき、監事からの求めがあったとき）
- ・ 定時評議員会における意見の陳述（会計監査人の出席を求める決議があったとき）

## 【会計監査人の責任】

- ・ 損害賠償責任については理事と同じ。刑事罰については、贈収賄罪は適用あり。

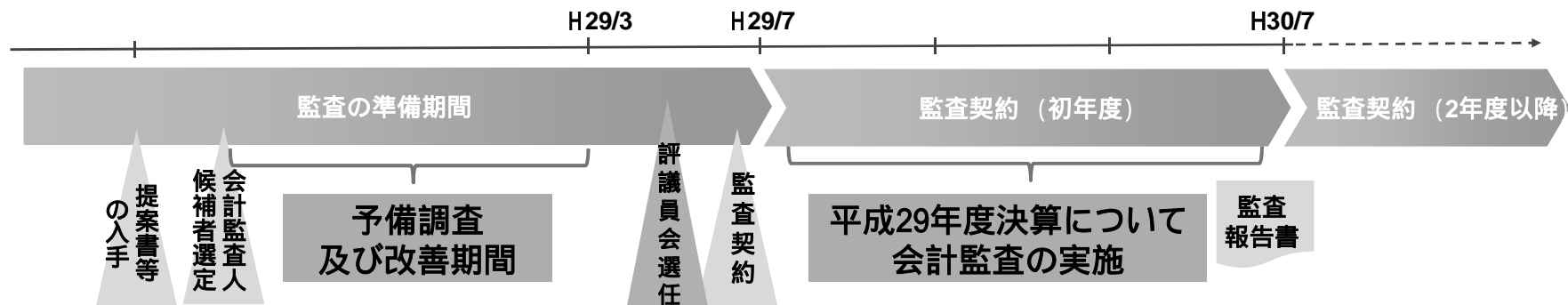
# 会計監査の実施範囲（証明範囲の設定）

## (1) 計算書類及び附属明細書に関する証明範囲について



法人単位の計算書類とその附属明細書は拠点区分別の積み上げであることから、拠点区分別の計算書類及びそれらの附属明細書についても留意し、監査手続が実施されることとなるが、社会福祉法人の特性に合わせ、効率的・効果的な監査が行われることに留意すること。

# 会計監査人監査に係るスケジュール例



社会福祉法人	複数の会計監査人候補者からの提案書等の入手	
社会福祉法人 会計監査人候補者	会計監査人候補者の選定	
社会福祉法人 会計監査人候補者	予備調査及び改善期間	
社会福祉法人	理事会にて会計監査人の選任にかかる評議員会の議題を決議	平成29年5月～6月
社会福祉法人	定時評議員会にて選任	平成29年5月～6月
社会福祉法人 会計監査人	監査契約締結	平成29年6月～7月

会計監査人の設置義務が課される社会福祉法人については、改正法附則第8条に基づき、施行日(平成29年4月1日)以後最初に招集される定時評議員会において会計監査人を選任することとなり、当該会計監査人は、平成29年度決算について監査することになる。

# 1 . 経営組織のガバナンスの強化

社会福祉法人の各機関について

評議員・評議員会について

理事・監事及び理事会について

会計監査人について

内部管理体制について

役員等の兼務について（特殊関係者含む）

評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬について



# 内部管理体制について

## 1. 概要

一定の事業規模を超える法人は、法人のガバナンスを確保するために、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備（内部管理体制の整備）について、基本方針を理事会において決定し、当該方針に基づいて、規程の策定等を行うこととなる（法第45条の13第4項第5号及び第5項）。

## 2. 内部管理体制の内容

一定規模については、会計監査人と同様。

内部管理体制の内容については、法に規定されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制のほか、以下の内容である（施行規則第2条の16）。

理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

の職員の理事からの独立性に関する事項

監事の の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

### < 法人における作業の流れ >

#### 内部管理体制の現状把握

- 内部管理状況の確認、内部管理に係る規程等の整備状況の確認

#### 内部管理体制の課題認識

- 現状把握を通じて、業務の適正を確保するために必要な体制と現状の体制を比較し、取り組むべき内容を決定

#### 内部管理体制の基本方針の策定

- 法人の内部管理体制の基本方針について、理事会で決定

#### 基本方針に基づく内部管理体制の整備

- 基本方針に基づいて、内部管理に係る必要な規程の策定及び見直し等

# 1 . 経営組織のガバナンスの強化

社会福祉法人の各機関について

評議員・評議員会について

理事・監事及び理事会について

会計監査人について

内部管理体制について

役員等の兼務について（特殊関係者含む）

評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬について

# 社会福祉法人の役員等の兼務について

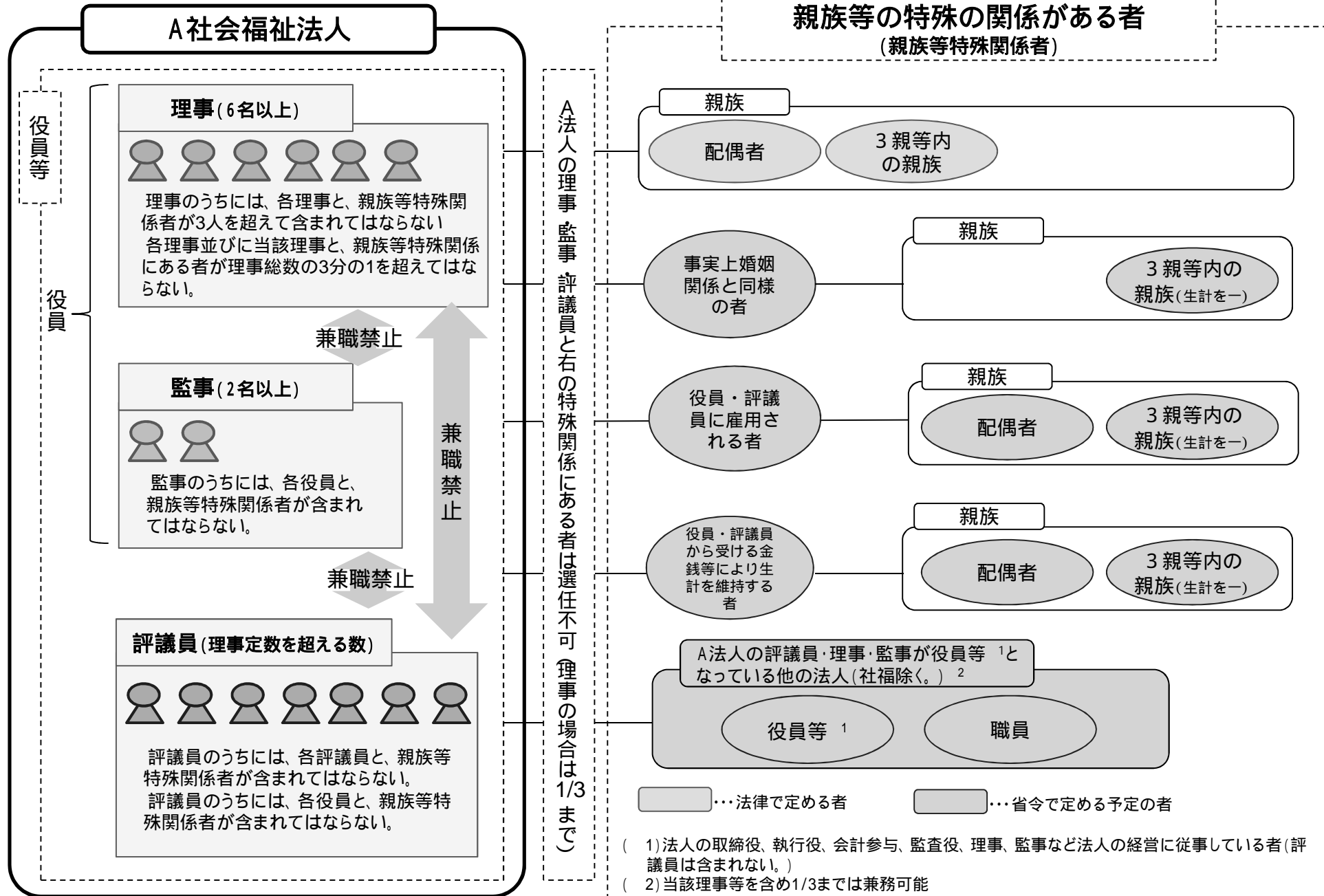
## 1. 法人の役員・評議員・会計監査人・職員との兼務関係

	会計監査人	監事	理事	評議員	職員
会計監査人		× (公認会計士法)	× (公認会計士法)	× (公認会計士法)	× (公認会計士法)
監事	× (公認会計士法)		× (社福法第44条第2項)	× (社福法第40条第2項)	× (社福法第44条第2項)
理事	× (公認会計士法)	× (社福法第44条第2項)		× (社福法第40条第2項)	
評議員	× (公認会計士法)	× (社福法第40条第2項)	× (社福法第40条第2項)		× (社福法第40条第2項)
職員	× (公認会計士法)	× (社福法第44条第2項)		× (社福法第40条第2項)	

## 2. 評議員・監事・会計監査人と顧問会計士等との兼務関係

		評議員	監事		
顧問会計士 顧問税理士 顧問弁護士	法律面・経営面の アドバイスのみ			記帳代行業務	×
	記帳代行業務・税理士業務	×	×		
財務会計に係る 態勢整備状況の 点検等の支援	助言にとどまる場合			税理士業務	×
	業務執行に当たる場合	×	×		

# 社会福祉法人における親族等の特殊の関係のある者



# 1 . 経営組織のガバナンスの強化

社会福祉法人の各機関について

評議員・評議員会について

理事・監事及び理事会について

会計監査人について

内部管理体制について

役員等の兼務について（特殊関係者含む）

評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬について

# 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬

## 【評議員の報酬】

評議員の報酬は定款で定めなければならない。

## 【理事の報酬】

理事の報酬は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。

## 【監事の報酬】

監事の報酬は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。

定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議(全員一致の決定)によって定めることとなる。

## 【会計監査人の報酬】

会計監査人の報酬は、監事の過半数の同意を得なければならない。

無報酬の場合は、その旨定めることとなる。

## 【区分ごとの報酬総額の公表】

理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬総額については、平成29年度以降の現況報告書に記載の上、公表。

## Q&A

問 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額については、職員としての給与も含めて公表することとしているが、職員給与を受けている理事が1名しかいない場合、当該理事の職員給与額が実質的に特定されることがあるが、このような場合であっても、公表する必要があるのか。

答

1. (略)個人情報の保護の観点から、職員給与を受けている理事が1名の場合であって、個人の職員給与が特定されてしまう場合には、職員給与の支給を受けている理事がいる旨明記した上で、当該理事の職員給与額を含めずに役員報酬等の総額を公表することとして差し支えない。

## 2 . 事業運営の透明性の向上

# 社会福祉法人の書類等について

		作成		備置き・閲覧		所轄庁への届出		公表		
		有無	根拠規定	有無	根拠規定	有無	根拠規定	有無	根拠規定	
計算書類等	計算書類（貸借対照表・事業活動計算書・資金収支計算書）		法第45条の27第2項		法第45条の32第1項・第2項		法第59条第1号		法第59条の2第1項第3号・省令第10条第3項第1号	
	計算書類の附属明細書		法第45条の27第2項		法第45条の32第1項・第2項		法第59条第1号	-		
	事業報告 （法人の状況に関する重要な事項等）		法第45条の27第2項		法第45条の32第1項・第2項		法第59条第1号	-		
	事業報告の附属明細書 （事業報告の内容を補足する重要な事項）		法第45条の27第2項		法第45条の32第1項・第2項		法第59条第1号	-		
	監査報告（会計監査報告を含む）		法第45条の28		法第45条の32第1項・第2項		法第59条第1号	-		
財産目録等	財産目録		法第45条の34第1項第1号		法第45条の34第1項第1号		法第59条第2号	-		
	役員等名簿 （役員等の氏名及び住所を記載した名簿）		法第45条の34第1項第2号		法第45条の34第1項第2号		法第59条第2号		法第59条の2第1項第3号・省令第10条第3項第2号	
	報酬等の支給の基準を記載した書類 （役員等報酬等支給基準）		法第45条の34第1項第3号		法第45条の34第1項第3号		法第59条第2号		法第59条の2第1項第2号	
	事業の概要等	現況報告書		法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第1号～第13号及び第16号		法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第1号～第13号及び第16号		法第59条第2号		法第59条の2第1項第3号・省令第10条第3項第2号
		事業計画書		法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第15号		法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第15号		法第59条第2号	-	
算定シート			法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第14号		法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第14号		法第59条第2号	-		
社会福祉充実計画 （社会福祉充実残額がある場合のみ）			法第55条の2第1項	-			法第55条の2第1項		事務処理基準	

- 1 は定款で作成することになっている場合
- 2 上記のほか、定款については、備置き・閲覧、公表をする必要がある。



### 3 . 社会福祉充実残額の算定と 社会福祉充実計画の策定について

# 「社会福祉充実財産」の算定式

社会福祉充実財産については、貸借対照表等の財務諸表を用いて、全ての社会福祉法人が公平かつ簡素に算定することができるよう、以下のとおり算定式を定める。

## 【活用可能な財産】

資産 - 負債 - 基本金  
- 国庫補助金等特別積立金

## 【社会福祉充実財産】

$$\left[ = - ( + + ) \right]$$

## 【控除対象財産】

社会福祉法  
に基づく事業  
に活用してい  
る不動産等

再取得に必  
要な財産

必要な運  
転  
資金

社会福祉充実計画を策定し、  
原則5年間（最大10年間）で  
既存事業や新規事業に再投資



やむを得ない理由がある場合は、財産の全額を活用しない（概ね1/2以上を活用）ことが可能。

財産目録により特定した事業対象不動産等に係る貸借対照表価額の合計額 円 - 対応基本金 円 - 国庫補助金等特別積立金 円 - 対応負債 円

### ア 将来の建替に必要な費用

（建物に係る減価償却累計額 円 × 建設単価等上昇率） × 一般的な自己資金比率22%又は建設時の自己資金比率（22%を上回る場合）

### イ 建替までの間の大規模修繕に必要な費用

（建物に係る減価償却累計額 円 × 一般的な大規模修繕費用割合30%） - 過去の大規模修繕に係る実績額 円

### ウ 設備・車両等の更新に必要な費用

減価償却の対象となる建物以外の固定資産に係る減価償却累計額の合計額 円

年間事業活動支出の3月分 円

【計算の特例】上記にかかわらず、 + 合計額が年間事業活動支出を下回る場合は、 + 年間事業活動支出を控除対象財産とすることができる。41

# 再投下対象財産（社会福祉充実財産）の使途について

再投下対象財産（社会福祉充実財産）は、法人が社会福祉充実計画を策定することにより、その使途を「見える化」するものであり、法人の自主的な経営判断の下、収益事業を除き、例えば以下のような様々な事業に柔軟に活用が可能である。

【再投下対象財産】  
（社会福祉充実財産）



【第1順位：社会福祉事業】

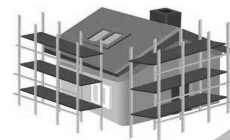
【職員処遇の改善】



【新たな人材の雇入れ】



【既存建物の建替】



等

原則、社会福祉充実財産の全額について、5年間で計画的に再投資。ただし、合理的な理由がある場合は、計画期間を10年まで延長可能。

【第2順位：地域公益事業】

【単身高齢者の見守り】



【制度の狭間に対応する  
包括的な相談支援】



等

【移動支援】



地域公益事業は、支援が必要な者に対して、無料又は低額で行う福祉サービスをいう。

【第3順位：公益事業】

【介護人材の養成事業】



【ケアマネジメント事業】



等

【配食事業】



公益事業は、地域公益事業以外の公益事業をいう。

既存事業の充実又は新規事業の開設のいずれにも充てることが可能。

社会福祉充実財産に加え、控除対象財産等を組み合わせて、事業を実施することも可能。

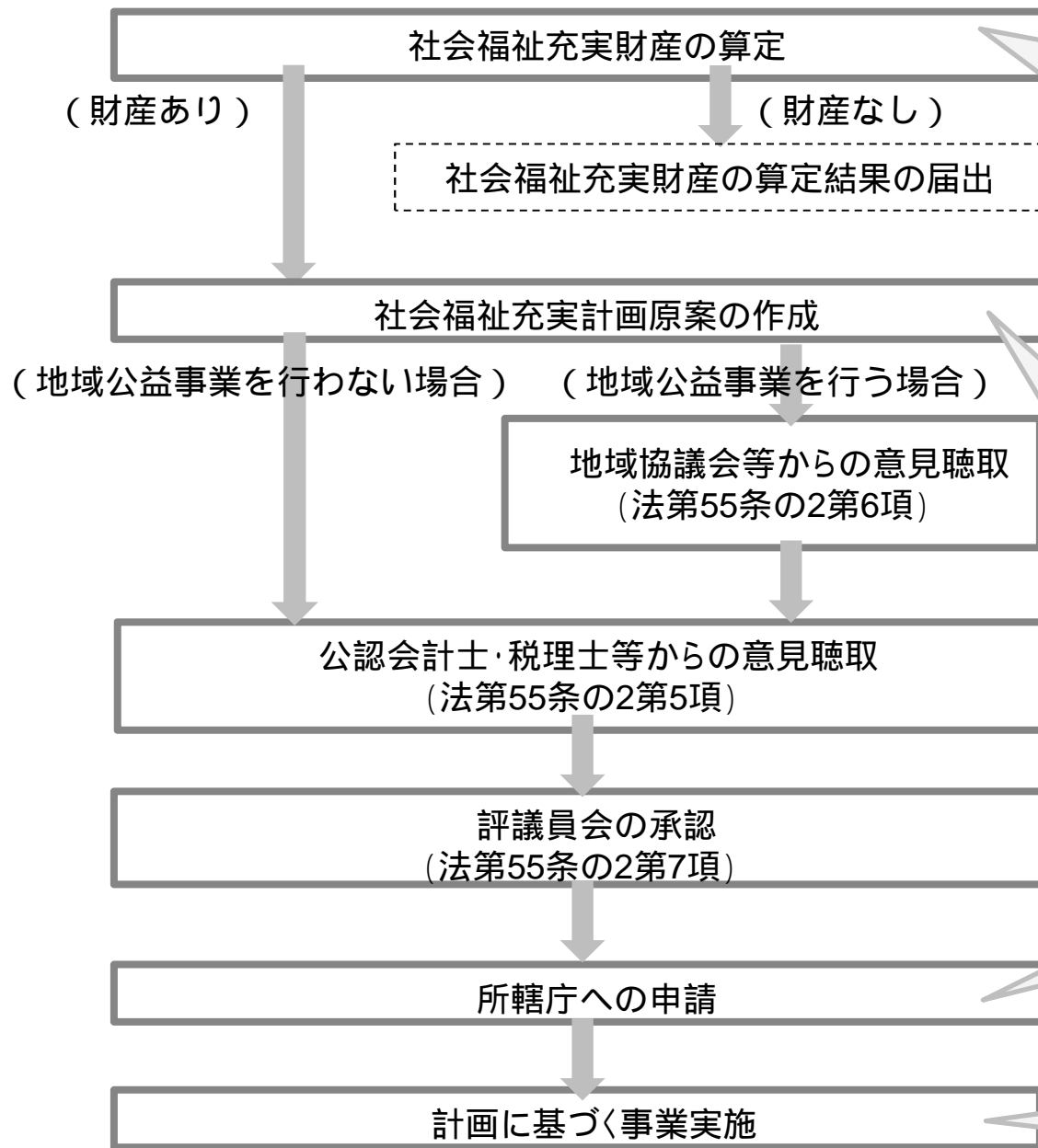
社会福祉充実財産は毎年度見直しを行い、当該財産額の変動等に依じて使途の変更が可能。

# 社会福祉充実計画の概要

社会福祉充実計画については、社会福祉充実財産が生じる場合に、法人が当該財産の再投下を進めていく上で、地域住民等に対し、その用途を「見える化」するとともに、地域のニーズ等を踏まえた計画的な再投下を促す観点から、策定するもの。

事項	社会福祉充実計画のポイント
計画の記載内容	法人の基本情報 社会福祉充実残額の推移 各年度における事業概要及び事業費 資金計画 事業の詳細 等
計画の実施期間等	原則5年で社会福祉充実財産の全額を再投下。 これにより難しい合理的な理由がある場合は、計画の実施期間を10年まで延長可。 また、実施期間の範囲で、事業の開始時期や終了時期、事業費は法人が任意に設定。
計画に位置付けるべき事業の種類	以下の順に、その実施を検討し、実施する事業の概要、事業費積算等を記載。 社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業） 地域公益事業（日常生活又は社会生活上の支援を必要とする住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供する事業） 及び 以外の公益事業
計画の公表	計画を策定し、所轄庁に承認を受けた場合等には、法人のホームページ等において公表。 また、当該計画による事業の実績についても、毎年度公表に努める。

# 「社会福祉充実財産」の算定及び「社会福祉充実計画」のポイント



## 【ポイント1】

社会福祉充実財産は、毎年度算定することが必要であり、一度算定した財産額が永続的に固定されるものではない。

## 【ポイント2】

控除対象財産は、社会福祉充実財産の算定上の計算ルールであり、實際上又は会計上の用途を限定するものではない。

## 【ポイント3】

計画の策定はあくまで社会福祉充実財産の用途を「見える化」するために行うもの。  
計画の内容は、地域の福祉ニーズを踏まえつつも、最終的には法人が自主的に判断。  
社会福祉充実財産は、収益事業を除き、職員処遇の改善や建物の建替など既存事業の充実又は新規事業の展開など、多様な用途に活用可能。

## 【ポイント4】

計画は、原則、社会福祉充実財産の全額について、5年で活用。ただし、合理的な理由がある場合には、計画期間の10年までの延長が可能。

## 【ポイント5】

所轄庁は、法人の自主性を最大限尊重し、計画が明らかに不合理な内容を伴うものでない限り、承認する。

## 【ポイント6】

計画は、社会福祉充実財産の増減など状況の変化に応じて、柔軟に変更が可能。

# 「社会福祉充実計画」の様式例

平成 年度～平成 年度 社会福祉法人 社会福祉充実計画

## 1. 基本的事項

法人名								法人番号	
法人代表者氏名									
法人の主たる所在地									
連絡先									
地域住民その他の関係者への意見聴取年月日									
公認会計士、税理士等の意見聴取年月日									
評議員会の承認年月日									
会計年度別の社会福祉充実残額の推移 (単位：千円)	残額総額 (平成 年 度未現在)	1か年度目 (平成 年 度未現在)	2か年度目 (平成 年 度未現在)	3か年度目 (平成 年 度未現在)	4か年度目 (平成 年 度未現在)	5か年度目 (平成 年 度未現在)	合計	社会福祉 充実事業 未充当額	
うち社会福祉充実 事業費(単位：千円)									
本計画の対象期間									

## 2. 事業計画

実施時期	事業名	事業種別	既存・新規の別	事業概要	施設整備の有無	事業費
1か年度目						
	小計					
2か年度目						
	小計					
3か年度目						

	小計				
4か年度目					
	小計				
5か年度目					
	小計				
合計					

欄が不足する場合は適宜追加すること。

## 3. 社会福祉充実残額の用途に関する検討結果

検討順	検討結果
社会福祉事業及び公益事業(小規模事業)	
地域公益事業	
及び 以外の公益事業	

## 4. 資金計画

事業名	事業費内訳	1か年度目	2か年度目	3か年度目	4か年度目	5か年度目	合計
財源構成	計画の実施期間における事業費合計						
	社会福祉充実残額						
	補助金						
	借入金						
	事業収益 その他						

本計画において複数の事業を行う場合は、2.事業計画に記載する事業の種類ごとに「資金計画」を作成すること。

## 5. 事業の詳細

事業名	
主な対象者	
想定される対象者数	

事業の実施地域		
事業の実施時期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
事業内容		
事業の実施スケジュール	1か年度目	
	2か年度目	
	3か年度目	
	4か年度目	
	5か年度目	
事業費積算 (概算)		
	合計	千円(うち社会福祉充実残額充当額 千円)

地域協議会等の意見と その反映状況	
----------------------	--

本計画において複数の事業を行う場合は、2.事業計画に記載する事業の種類ごとに「事業の詳細」を作成すること。

**6. 社会福祉充実残額の全額を活用しない又は計画の実施期間が5か年度を超える理由**

--

# 公認会計士、税理士等への意見聴取による確認書

社会福祉充実計画の策定に当たって行われる公認会計士、税理士等への意見聴取については、社会福祉法人の経営の自主性の尊重、法人負担軽減の観点から、公認会計士、税理士等は社会福祉充実財産の算定過程を中心に確認を行い、確認書を作成するものとする。

## 公認会計士、税理士等への意見聴取による確認書

### 手 続 実 施 結 果 報 告 書

平成 年 月 日

社会福祉法人

理事長 殿

確認者の名称 印

私は、社会福祉法人（以下「法人」という。）からの依頼に基づき、「平成 年度～平成 年度社会福祉法人 社会福祉充実計画」(以下「社会福祉充実計画」という。)の承認申請に関連して、社会福祉法第55条の2第5項により、以下の手続を実施した。

#### 1. 手続の目的

私は、「社会福祉充実計画」に関して、本報告書の利用者が手続実施結果を以下の目的で利用することを想定し、「実施した手続」に記載された手続を実施した。

「社会福祉充実計画」における社会福祉充実残額が「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」（以下「事務処理基準」という。）に照らして算出されているかどうかについて確かめること。

「社会福祉充実計画」における事業費が、「社会福祉充実計画」において整合しているかどうかについて確かめること。

#### 2. 実施した手続

社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除の有無の判定と事務処理基準を照合する。

社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等について事務処理基準に従って再計算を行う。

社会福祉充実残額算定シートにおける再取得に必要な財産について事務処理基準に従って再計算を行う。

社会福祉充実残額算定シートにおける必要な運転資金について事務処理基準に従って再計算を行う。

社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉充実残額について、再計算を行った上で、社会福祉充実計画における社会福祉充実残額と突合する。

社会福祉充実計画における1、2、4及び5に記載される事業費について再計算を行う。

#### 3. 手続の実施結果

2の について、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除対象財産判定と事務処理基準は一致した。

2の について、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等の再計算の結果と一致した。

2の について、再取得に必要な財産の再計算の結果と一致した。

2の について、必要な運転資金の再計算の結果と一致した。

2の について、社会福祉充実残額の再計算の結果と一致した。さらに、当該計算結果と社会福祉充実計画における社会福祉充実残額は一致した。

2の について、社会福祉充実計画における1、2、4及び5に記載される事業費について再計算の結果と一致した。

#### 4. 業務の特質

上記手続は財務諸表に対する監査意見又はレビューの結論の報告を目的とした一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビューの基準に準拠するものではない。したがって、私は社会福祉充実計画の記載事項について、手続実施結果から導かれる結論の報告も、また、保証の提供もしない。

#### 5. 配付及び利用制限

本報告書は法人の社会福祉充実計画の承認申請に関連して作成されたものであり、他のいかなる目的にも使用してはならず、法人及びその他の実施結果の利用者以外に配付又は利用されるべきものではない。

(注)公認会計士又は監査法人が業務を実施する場合には、日本公認会計士協会監査・保証実務委員会専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」を参考として、表題を「合意された手続実施結果報告書」とするほか、本様式例の実施者の肩書、表現・見出し等について、同実務指針の文例を参照して、適宜改変することができる。

以上



# 地域協議会について

社会福祉法人が社会福祉充実財産を活用して地域公益事業を行うに当たっては、その取組内容に、地域の福祉ニーズを的確に反映するとともに、法人が円滑かつ公正に意見聴取を行えるようにすることが必要であることから、各地域において「地域協議会」を整備していくことが重要。

所轄庁は、法第55条の2第8項の規定を踏まえ、地域協議会の体制を整備。

【所轄庁】

【地域協議会における協議事項】  
地域の福祉課題に関すること  
地域に求められる福祉サービスの内容に関すること  
社会福祉法人が取り組もうとしている地域公益事業に関する意見  
関係機関との連携に関すること

さらに、  
地域公益事業の実施状況の確認、助言  
地域の関係者によるそれぞれの取組・課題の共有  
地域の関係者の連携の在り方などに関する討議を定期的に行うことを通じて、地域のネットワークづくりのツールとしても活用していくことが望まれる。

【社会福祉法人】

社協等への運営の委託可

【市町村福祉担当職員】

【学識有識者】

【福祉関係者】

【保健医療関係者】

【期待される効果】

地域課題の顕在化、共有

地域の様々な取組間の連携強化

地域に不足する新たな取組の創出

## 地域協議会

既存の会議体を有効に活用

【民生・児童委員】

【ボランティア関係者】

【市町村社協】

【自治会等住民代表】

【地域公益事業を内容とする社会福祉充実計画】

介護予防や障害者の地域移行、待機児童、生活困窮者の自立支援など、地域の福祉ニーズを反映

## 4 . 地域における公益的な取組について

# 地域における公益的な取組を実施する責務

平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)

第24条(略)

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供しよう努めなければならない。

【社会福祉法人】



社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される「福祉サービス」であること

「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」に対する福祉サービスであること

地域における公益的な取組

(在宅の単身高齢者や障害者への見守りなど)

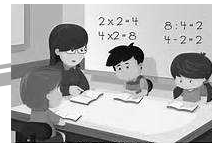


(留意点)  
社会福祉と関連のない事業は該当しない

(留意点)  
法人の費用負担により、料金を徴収しない又は費用を下回る料金を徴収して実施するもの

無料又は低額な料金で提供されること

(生活困窮世帯の子どもに対する学習支援など)



(留意点)  
心身の状況や家庭環境、経済的な理由により支援を要する者が対象

○ 社会福祉法人の地域社会への貢献

各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

# 各地で取り組まれている「地域における公益的な取組」の実践事例

「地域における公益的な取組」については、地域の実情に応じて現に多様な取組が行われているが、例えば以下のような取組事例がある。（各法人の実際の取組事例から参照。）

	高齢者の住まい探しの支援	障害者の継続的な就労の場の創出	子育て交流広場の設置	複数法人の連携による生活困窮者の自立支援	ふれあい食堂の開設
地域が抱える課題	加齢により転居を希望する高齢者の存在	商店街の閉鎖、障害者の就労の場の確保	子育てで孤立する母親の存在	雇用情勢の悪化による生活困窮者の増加	地域で孤立する住民の増加
対象者	高齢者	障害者や高齢者	子育てに悩みを抱える母親	生活困窮者	社会的に孤立する者
取組内容	高齢者の転居ニーズと、不動産業者のニーズをマッチングし、法人が転居後も生活支援を継続することにより、不動産業者が安心して高齢者に住まいを賃貸できる環境づくりを実施。	行政や市場関係者の協力を得て、スーパーマーケットを開設するとともに、そこで障害者等が継続的に就労。	施設の地域交流スペースを活用し、保育士OBや民生委員等のボランティアと連携することにより、子育てに関する多様な相談支援を行うとともに、近隣の子どもに対する学習支援を実施。	複数の法人が拠出する資金を原資として、緊急的な支援が必要な生活困窮者に対し、CSWによる相談支援と、食料等の現物給付を併せて実施。	地域住民が気軽に集える「ふれあい食堂」を設置するとともに、管理者として介護支援専門員を配置し、相談支援や地域の子育てママと子どもとの交流会、ボランティアに対する学習会などを実施。
取組による主な効果	高齢者が地域で安心して暮らせる環境の整備、空き家問題の解消	障害者の就労促進、「買い物難民」問題の解消	子育てママの孤立感の解消、地域交流の促進	生活困窮者の自立促進	地域で孤立する住民の孤独感の解消、住民相互の支えあいによる取組の促進

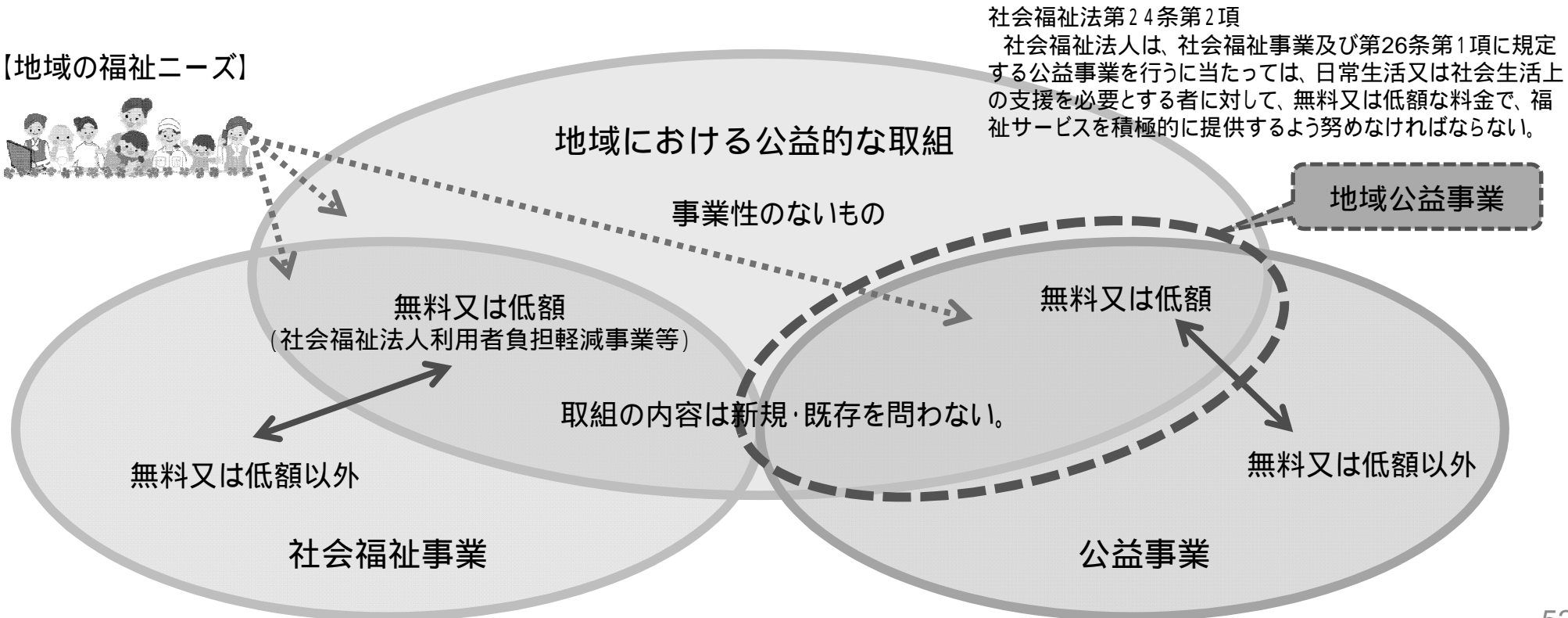
# 改正社会福祉法第24条第2項について

社会福祉法人は、税制優遇措置が講じられている公益性の高い法人として、社会福祉事業の中心的な担い手としての役割を果たすのみならず、他の事業主体では困難な福祉ニーズに対応することが求められる法人であり、こうした公益性・非営利性を備えた法人本来の在り方を徹底する観点から、この本旨を明確化し、責務として位置付けたもの。

既に全国の社会福祉法人において実施されているものも多くあり、本責務規定の創設をもって、必ずしも新たな取組の実施を義務付けるものではない。

その取組内容は、法人の経営方針や地域の福祉ニーズに応じて様々であることが考えられるが、法24条第2項の規定に反しない限りは、法人の自主性に委ねられるべきものであることに留意が必要。

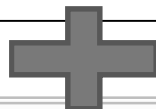
【地域の福祉ニーズ】



# 社会福祉法人に対する指導監督の見直しについて

## 現状と課題

- ・ 監査事項に関して、具体的な確認内容や指導監査の基準が示されていないことから、所轄庁の指導が地域により異なる規制や必要以上に厳しい規制(ローカルルール)が存在している。
- ・ 地域の多様な福祉ニーズに対応していくためには、法人の自主性・自律性を尊重する必要がある。
- ・ 社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化を図るため、会計監査人監査が導入されるが、所轄庁監査との関係性を整理する必要がある。



## 規制改革(H26.6.24閣議決定)

- ・ 所轄庁における指導・監督を強化するため、監査のガイドラインや監査人材の育成プログラムを策定することとし、その工程表を策定する。  
(平成28年3月31日時点)措置済み
- ・ 今後は工程表に基づき監査ガイドライン等を策定する予定。

## 附帯決議

- ・ 指導監督等の権限が都道府県から小規模な一般市にも委譲されていることから、所轄庁に対し適切な支援を行う。
- ・ 指導監督に係る国の基準を一層明確化することで標準化を図ること。

## 見直しの方向性

### < 考え方 >

社会福祉法人に対する指導監督については、ガバナンス強化等による法人の自主性・自律性を前提とした上で、国の基準を明確化(ローカルルールは是正)し、指導監査の効率化・重点化を図る。

### < 対応 >

#### 指導監査要綱の見直し、監査ガイドラインの作成・周知

- ・ 法令、通知で明確に定められた事項を原則とし、監査事項の整理・簡素化を図る。併せて、監査の確認事項や指導監査の基準を明確化したガイドラインを作成し、所轄庁へ通知するとともに法人にも周知を図る。

#### 会計監査人監査導入に伴う行政監査の省略・重点化

- ・ 指導監査要綱の見直しの際、会計監査人監査において確認する会計管理に関する監査事項の重複部分を省略を可能とし、監査の重点化を図る。

#### 監査周期等の見直しによる重点化

- ・ 前回の監査結果等を踏まえ、経営組織のガバナンスの強化等が図られている等、良好と認められた法人に対する監査の実施周期を延長。一方、ガバナンス等に大きな問題があると認められる法人に対しては、毎年度監査を実施するなど、指導監査の重点化を図る。

#### 監査を担う人材の育成

- ・ 社会福祉法人に対する指導監査が法定受託事務であることを踏まえ、監査ガイドライン等により、所轄庁職員を育成するためのプログラムを作成し、平成29年度より研修を実施する。

## 指導監督の見直しに向けた団体、自治体との意見交換の実施

- ・ 監査要綱及び監査周期の見直し等に当たり、関係団体及び自治体の意見を踏まえ検討。また、制度施行後も不断の見直しに向けた意見交換を実施。

# 指導監査要綱の見直し及び監査ガイドラインの作成・周知について

## < 基本方針 >

社会福祉法人制度改革を踏まえ、社会福祉法人に対する指導監査については、指導監査要綱を見直すとともに監査内容の標準化を図るための監査ガイドラインを作成し、所轄庁のみならず、法人にも周知を図る。

法令、通知で明確に定められた事項に関する監査を行うことを原則とする

ローカルルール(地域によって異なる規制や必要以上に厳しい規制)の是正

法人のガバナンスの強化や情報公開等による法人の自主的・自律的な運営を前提として、監査事項の整理、行政監査と会計監査人監査等との関係の明確化等を行う

- 法人にも周知を図ることにより、所轄庁の監査結果について、法人との相互理解を深めることが可能となる。  
また、法人の自主的・自律的な運営の下、それぞれの規模・特性に応じ、本監査要綱等を踏まえ、必要な内部規定等の策定や自主点検を実施し、法人自らが適正な運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることが期待される。



## < 見直しの方針 >

指導監査要綱の見直し  
(指導監査実施要綱の制定)

- ・運営に大きな問題が認められない法人に対する監査の実施周期を延長する。一方、運営に大きな問題があると認められる法人に対しては、必要に応じて指導監査を実施する等、指導監査の重点化を図る。
- ・行政監査と会計監査人監査等との関係を整理し、会計管理に関する事項の省略を可能とする等、行政監査の重点化を図る。
- ・指導監査の結果に基づいて行う法人への指導方法を整理する。

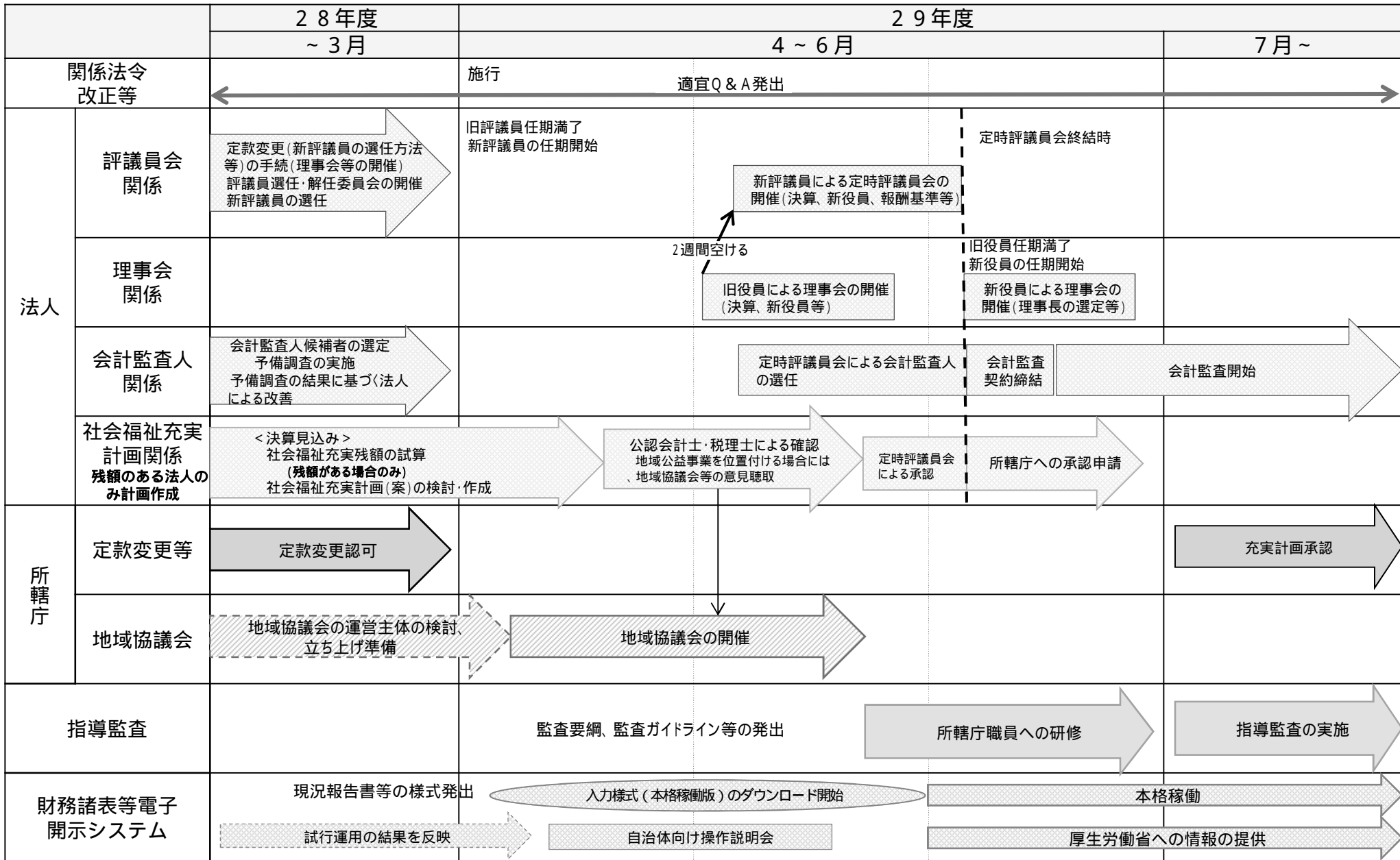
指導監査ガイドラインの作成

- ・抽象的な監査事項の明確化をするとともに、全国の所轄庁の監査内容の標準化を図るため、監査事項毎に、法改正に関する内容を含めた「監査事項の着眼点」等を記載し、「指摘基準」について整理する。
- ・法人の指導監査を担当する自治体職員が、監査で確認すべき内容や制度内容の理解を深めることができるものとする。

## 5 . スケジュール等



# 社会福祉法人改革の施行スケジュールについて



計算書類等を定時評議員会の日の2週間前から備え置くことが必要なため、決算承認理事会と定時評議員会は、2週間空けて開催することが必要がある。

# 平成28年会計年度の決算関係スケジュール（例）

注）あくまで、例示であることから、各社会福祉法人の実態に応じて適切に実施していただきたい。

期間	月日	主要項目
毎会計年度終了後3月以内 4週間経過日 (6月8日) まで 2週間前の日から (中14日間) 1週間前まで (中7日間)	3月31日	決算期
	5月10日	事業報告等（事業報告及びその附属明細書）の提出（理事 各監事） 計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録の提出（理事 各監事） <（必要に応じて）特定理事の選定（任意）>
		監事監査の実施 ・ 監事で監事監査の実施方法（日程、職務分担など）について協議 ・ 業務監査及び会計監査の実施 ・ 監査報告の作成 <（必要に応じて）特定監事の選定（任意）>
	5月29日	監査報告の提出（特定監事 特定理事）
	5月31日	理事会の開催（旧役員による）注）招集通知の発出は1週間前（招集手続の省略可） ・ 事業報告等、計算関係書類及び財産目録の承認 ・ 定時評議員会の日時・場所、議題等（決算・新役員・報酬基準等）の決定
	6月1日	事業報告等、計算関係書類及び監査報告を事務所に備置き
	6月1日	定時評議員会の招集通知の発出 （計算書類、事業報告、財産目録及び監査報告の提供）
	6月16日	定時評議員会の開催 ・ 計算書類及び財産目録の承認、事業報告の報告 ・ 新役員の選任、報酬基準の承認等
		理事会の開催（新役員による）注）招集通知の発出は1週間前（招集手続の省略可） ・ 理事長の選定等
		理事長等の登記（理事長選定後2週間以内）
6月30日 まで	資産の総額の登記 所轄庁への届出・公表 財産目録等を事務所に備置き	

社会福祉充実残額がある法人は、社会福祉充実計画の承認も併せて行うこととなる。